

令和元年度柴田町議会12月会議会議録(第3号)

出席議員(18名)

1番	森 裕樹	君	2番	加藤 滋	君
3番	安藤 義憲	君	4番	平間 幸弘	君
5番	桜場 政行	君	6番	吉田 和夫	君
7番	秋本 好則	君	8番	斎藤 義勝	君
9番	平間 奈緒美	君	10番	佐々木 裕子	君
11番	安部 俊三	君	12番	森 淑子	君
13番	広沢 真	君	14番	有賀 光子	君
15番	舟山 彰	君	16番	白内 恵美子	君
17番	水戸 義裕	君	18番	高橋 たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	水戸 敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原 光男	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	佐藤 芳	君
まちづくり政策課長	平間 雅博	君
財政課長	鈴木 俊昭	君
税務課長	水上 祐治	君
町民環境課長	安彦 秀昭	君
健康推進課長	佐藤 浩美	君
福祉課長	平間 清志	君
子ども家庭課長	水戸 浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
総務課副参事	相原 健一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純 子
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第3号)

令和元年12月4日(水曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 秋本好則 議員
- (2) 水戸義裕 議員
- (3) 白内恵美子 議員
- (4) 平間幸弘 議員
- (5) 広沢 真 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番平間幸弘君、5番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） おはようございます。7番秋本です。1問質問させていただきます。

台風19号関連の水害での対応を検証する。

台風19号関連の水害について、町内には行政に対する不信感とあきらめの声が満ちています。確かに未曾有の降水であったことは間違いありません。しかし町長の言葉をかりるなら「2、3日前からあれほどマスコミが危険警報を報じていた状態であった」にもかかわらず、行政の対応には反省すべきことが多々あったと考えます。これまで災害のたびに言われてきた「100年に一度」「1000年に一度」という言葉も、これからは「5年に一度」「10年に一度」と変えなければならない事態になる可能性があります。

そこで今回の対応を振り返り、改善することが必要と考え質問します。

1) 東船迫地区は町の洪水ハザードマップでは浸水区域になっていませんが、県の洪水浸水

想定区域図では浸水区域になっています。なぜこのような違いになるのか説明をお願いします。また、今年度末までに配付予定の「防災マップ」には、浸水深度情報のほかにどのような情報が記載されますか。

2) り災証明での建物被害確認調査について伺います。判定基準では瓦れき等の衝突の外力による損傷がある場合のA判定と、ない場合のB判定があり、柴田町ではB判定を採用しています。しかし、被災地を見て回ると、外壁のモルタルが剥がれかかっていたり、サイディングにもエアコンの室外機があたったり、傷ついている建物も多く見られました。このような場合、A判定を採用すべきと考えますがいかがでしょうか。

3) 情報の伝え方について伺います。避難所や災害ごみの集積所について、知っている人と知らない人との情報格差が大きく、不公平感が出ていました。情報の伝え方について改善を求めましたが「ホームページに掲載している。区長に任せているので区長に言ってくれ」という返事でした。区長も被災者です。区の対応に任せるような方法で問題はなかったと考えますか。もし、改善すべき点があったとすればどこでしょうか。

4) 避難所の閉鎖が早すぎたという声があります。どういう理由で13日午後5時に閉鎖とエリアメールを出したのでしょうか。その時点での避難者の数とその後の避難先を把握していましたか。それで大丈夫と判断した理由をお聞かせください。

また、避難所にやっとたどり着いても毛布も食料もなく、大変な思いをしたという話を聞きました。柴田町では、地域福祉センターに2,300人分の2回分の食料と毛布など、支援物資を備蓄していると聞いています。あるところの話では、避難所を開設したときに「今回は自主避難なので備蓄品を用意する必要はない」という災害対策本部の指示があったと聞きました。これは事実でしょうか、そして、もし、事実であればそうした判断をした理由をお聞かせいただきたい。

5) エリアメールについて伺います。12日午後8時38分に緊急避難のエリアメールが出されました。水や毛布、食料を持参するようにも呼びかけられましたが、私の自宅周辺では、その時間には道路が冠水し歩行困難な状況で、もちろん車は走れない状況でした。私は毛布や水を担いで外に出て、膝まで冠水している中を徒歩で避難所まで行くことは、かえって危険と判断し、自宅にとどまりました。なぜこのようなメールをこの時間に出す判断をしたのか伺います。

6) 東船迫地区での水害について伺います。古河水門の操作は行わなかったとの説明がありました。もともと三ヶ村用水は安政年間に作られた用水で、かんがい面積の増加や白石川の流れの変更などで現在の形になったものです。槻木用水の管理は宮城県と思いますが、そのうち

の旧槻木用水、十八津入から古河水門までの管理はどこが行っているのでしょうか。また、その保守点検はどうだったのでしょうか。

先日の議員全員協議会で配布された災害等への対応状況等についての一覧では、古河水門に8インチポンプでは効果がないと書かれています。効果がないとわかっていながら8インチポンプ車で災害当日も排水作業をしたのでしょうか。効果的な排水作業を最初からあきらめていたとも取れます。真意はどうでしょうか。また、水門近くでは大量の土砂が堆積していました。支障なく白石川に流れたとすれば、この土砂はどこから来たのでしょうか。説明を求めます。

7) 被災者支援について伺います。支援は速やかに実施され、事務手続等による遅延はあってはならないと考えます。

①まず被災者生活再建支援制度ですが、全壊、大規模半壊の世帯向けですから、柴田町では4世帯だけの、これはちょっと違ってきますね、4世帯だけの適用になると思います。補足として、半壊の住宅を解体する場合は全壊と同様の扱いをするとなっています。早急な生活再建のために住宅を除却するのですから、流れを止めることはありませんか。

②住宅の応急修理制度では大規模半壊、半壊、一部損壊の住宅が含まれますが、半壊と一部損壊の世帯は自らの資力で修理ができないと判断される場合と条件がついています。誰がどのような基準で判断するのでしょうか。またこの支援は、すでに支払いが完了している場合は対象外になっています。領収書の日付等で今回の水害後に修理されたことが確認できると思いますが、対象にできませんか。

③応急仮設住宅については全壊か大規模半壊、半壊が対象になっています。角田市のように床上浸水まで範囲を広げられませんか。広げている自治体がある中で、柴田町ができない理由をお聞きします。また、公営住宅に避難した世帯は応急修理制度を利用できるのに対し、民間の集合住宅に避難した世帯は利用できません。不公平となりませんか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本議員でございます。項目が7つ、中には細部がありますのでお答えします。

一部、間違っている情報で質問されている面がありますので、その点を正しながらまいりたいと思っております。

1点目、県のハザードマップの関係でございます。

洪水ハザードマップは河川ごとに、その河川を管理する行政機関が作成することとなっていることから、白石川は宮城県、阿武隈川は国土交通省が作成しております。

また、洪水ハザードマップの作成基準は水防法によって定められており、水防法は平成27年に改正されました。改正前の設定降雨は、想定最大規模を100年または150年に1回の大雨としていましたが、改正後の設定降雨は、想定最大規模を1000年に1回の大雨としています。

このようなことから、町のホームページで掲載している洪水ハザードマップは、平成22年に作成した改正前の基準に基づく内容となっております。一方、宮城県のホームページで掲載している洪水ハザードマップは、平成27年、改正後の基準に基づいていることから、作成した時期が異なるため、浸水区域に違いが生じているものです。

現在、本町においては、新たな防災マップを作成中ですが、洪水ハザードマップについては、改正後の基準に基づいて策定しますので、今回から県と同じ浸水区域になります。

次に、防災マップには浸水深度情報のほか、どのような情報が掲載されますかということでございます。洪水ハザードマップには、河川浸水想定ハザードのほか、土石流区域、急傾斜地の崩壊警戒区域、地すべり警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域などを表記するとともに、土のうステーションやマイ・タイムライン、避難所など掲載しております。

2点目、り災証明の建物被害認定調査でございます。これにつきましても説明はしているんですが、まだ間違っているようなのでお伝えします。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、町が決めるのではなくて、内閣府から「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が示されております。その運用に当たっては、堤防決壊等水流や泥水、泥流、瓦れき等の衝突によって外力が作用し、家屋に損傷が発生しているか否かで被害認定フローが、例えばAとBというように異なります。

堤防の被害等が発生している丸森町や角田市ではA判定となり、一方、柴田町は堤防の決壊等が発生していないことからB判定となりました。このことは、10月21日開催の内閣府による市町村への説明会の際に個別に質問し、柴田町ではA判定ではないと確認をされたところでございます。

3点目、これも誤解がございますので、情報の伝え方、避難所や災害ごみの関係です。

きのうも正しい情報をお伝えさせていただいております。平間奈緒美議員にお答えしたように、避難所を開設したことは配信メールやエリアメール、町ホームページなどでお知らせしていましたが、具体的な場所についてはNHKに依頼しましたが、テロップでは流れませんでした。なお、防災マップ等に避難所を記載しておりますので、自分の命は自分で守るために、待

ちの姿勢ではなく、みずからの責任で避難情報にアクセスすべきと考えております。

次に、災害ごみの仮置き場です。これについても昨日お話ししました。ごみの分別の徹底、便乗ごみの排除、さらに不法投棄を防止するため、限られた職員や数少ない地元の一般廃棄物処理業者、さらに船岡自衛隊の機動力の活用を図るため、旧トッコン跡地1カ所を指定し、町民には10月17日、10月21日のお知らせ版で周知したところでございます。

しかしその後、地区住民から、旧トッコン跡地まで運べないという住民の声に答える形で、行政区から、身近な公園を仮置き場にしたいとの要請を受け、自分たちの地域のごみは自分たちで管理するので任せてもらいたいということでしたので、許可したものでございます。

さらに一方で、心ない一部住民が無断で公共スペースに災害ごみを置いたところが、町が設置した仮置き場と間違えられたのが実情です。町が不公平感や情報格差をもたらしたわけではありませんので、ご理解願います。

参考に申し上げますと、災害ごみへの対応では、行政区の対応に任せてうまくいったのが30区です。地域住民が協力し合って、各家庭から出された災害ごみを旧トッコン跡地にいち早く搬入しておりましたので、地域に仮置き場はございません。

このように、自主防災組織の活動体制が充実しているところは、地域の共助の力によって課題を解決しておりますので、区に任せたほうが効果的であり、何ら問題はないものどころか、次に訪れる災害に備えて、区を挙げて自主防災活動に取り組み、地域力を向上させていくべきだと考えております。

4点目、避難所の閉鎖が早過ぎたという声等ですね。これも一部、表現に誤りがあります。

まず、避難所の閉鎖については、13日の12時に、午後5時に閉館する予定としてメール配信を行いました。実際に閉館したのが10月15日の午後6時でございます。12時にメール配信した理由は、1つに、13日の日曜日の11時過ぎに土砂災害警戒情報の解除と大雨警報の解除が相次ぎ発表されたこと、2つに、11時現在で9つの避難所のうち、4つの避難所で利用者がゼロとなり、またピークどき1,373人の被災者のうち、1,143人、83%の避難者が帰宅し、残っていた方は270人と少なくなったこと。3つに、東日本大震災とは異なり、電気、ガス、水道等のライフラインが確保されていたことや、コンビニ等においても通常の営業を行っていたこと、さらに実際の避難所の運営におきましては、全員が帰宅したことを確認した上で順次閉鎖していきましたが、その際、家に戻れない場合は避難所を継続する旨をお話ししております。13日の午後5時現在で、槻木生涯学習センターには10人、船岡生涯学習センターには108人、船迫生涯学習センターには13人、合計131人に避難所を利用していただいております。最終的に、

避難所は10月15日火曜日午後6時に船岡生涯学習センターを最後に閉鎖しましたので、閉鎖が早過ぎたとは考えておりません。

また、今回は自主避難なので、備品を用意する必要はないとの災害対策本部の指令があったというのは正確性に欠けております。本部では、飲料水や食料や毛布の持参をお願いしたのは、1つに、東日本大震災時とは異なり、台風が接近する場合には比較的、時間的に余裕があるので、自主避難の際には事前に食料や水や毛布を準備できること、2つに、応急生活物資供給等の協定先であるセブンイレブンなどに発注しても、早くても翌日以降になること、3つに、発災時は冠水による道路の通行どめ等によって配給されないリスクや断水のリスクが想定されたこと、さらに、自主避難する時間帯での職員は、台風19号に備えた事前対応に忙殺されておりますので、日常的な雨の降り方の中で自主避難をする際には、1日分の食料や水等の持参は可能と判断し、お願いをしたところです。

その後、午後7時に避難勧告を発令した時点で、山崎パンさんに避難所用のパンの手配を行いました。しかし、9時40分、道路が冠水し配達できない、水が引き次第対応するとのご連絡がございました。実際は、翌日の13日7時30分に山崎パンから、水が引いたので避難所を案内してほしいと連絡があり、職員が出発しましたが、途中渋滞に巻き込まれ、山崎パンに到達したのが8時30分になってしまいました。順次、避難所に配達したものの、途中、通行どめ等があり、結果として昼に630人分を届けたものです。

12日午後6時現在で自主避難をされた216名の中には、きちっと食料を持参したり、夕食を済ませてきた方も多くいらっしゃいました。

なお、反省点として、地域福祉センターの備品は、地域福祉センターが冠水したため、とりに行くことができませんでした。避難所で不足する毛布については、急遽、日本赤十字社宮城県支部に調達を依頼しましたが、途中、道路の通行どめもあって、13日の午後1時30分に500枚届けていただきました。

今後とも、台風が接近して通過する当日には、自己責任のもとに食料や水や毛布等を持参していただくようお願いしてまいります。

5点目、エリアメール関係でございます。これも一部誤りがございます。台風19号では、7回のエリアメールの配信を行っており、順を追って説明いたします。

1回目は、12日土曜日午後2時30分に、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行い、その際には、水、食料、毛布等の持参をお願いしました。2回目は、同日の午後7時に避難勧告を発令し、その際、夜間避難の注意と安全な場所への避難を呼びかけました。その際には、水、食

料、毛布等の持参はお願いしておりません。3回目は、午後7時50分の大雨特別警報の発令を受けて、同日の午後8時30分に避難指示を発令し、避難所の追加を加え、5回目は13日日曜日に氾濫危険情報に伴い、2階などへの避難を呼びかけました。

このように、1回目は明るい時間帯で、しかも通常の雨の降り方でしたので、水、食料、毛布等の持参を呼びかけました。しかし、今回、秋本議員からご指摘のあった、午後8時38分の緊急避難のエリアメールにおいては、食料、水等の呼びかけは行っておりません。町民に誤解が生じないよう事実を確かめてご質問していただけると大変ありがたいと思います。

なお、情報量が限られたエリアメールにおいては、文字数などに制限があるため、今後はよりよい表現方法で避難情報を伝達できるよう検討してまいります。

次に、東船迫地区での水害についてでございます。これについても平間奈緒美議員にお答えしておりますので、重複する場面がございますので、ご理解をお願いします。

まず1点目、管理の関係でございます。これも間違っておりますのでご指摘をさせていただきます。槻木旧用水路の底地は町が所有となっており、槻木旧用水と、ご質問の岩ノ入水門から地区外排水路との合流点までの間については、用水機能の維持を含めて柴田町土地改良区に委託して管理をしております。

次に、保守点検の内容についてですが、主に水門管理と江刈り・江払いになります。そのうち、水門の管理は、1年を番水期と非番水期に分け、1名から2名の体制で朝昼晩の3回、水門と用水の状況を確認しております。水門の操作については、番水期は用水の確保を優先した水門操作、大雨が予想されるときや非番水期は、用水の取水をやめ、古河水門方向へ排水を優先した水門操作を行っております。

2点目、議員全員協議会で配付された資料についてですが、11月11日月曜日の議員全員協議会では、台風19号における災害等への対応状況について、参考資料としてお示しさせていただきました。その中の、災害に備えた対応についての4番については、水門や排水操作を手動にしていることについて記載したもので、8インチポンプでは効果がないと単に記載しているものではございません。今回のように、短時間で一気に記録的な豪雨となった古河水門での排水は、各地域に整備した自動で稼働している常設ポンプの容量では余り効果は期待できないとの趣旨で記載したものです。

町民に誤解を与えかねませんので、改めて申し上げさせていただきます。

なお、大雨が予測される際に、危険を冒してまで古河水門で排水作業を行っているのは、当然、過去の大雨どきの経験や実績に基づき、水害から住民の命と財産を守るため、一定の効果

を果たしていたことから、水害リスクに事前に備えるため配置しております。

今回も、通常の大雨に備えて、事前に排水ポンプ車4台を配置し、午後7時50分から民間の排水作業員が排水作業を始めておりました。その後、大雨特別警報が発表される中であっても排水作業を行っていただきましたが、しかし9時を過ぎてから一気に内水の水位が上昇したため、身の危険を感じ、10時20分までに撤退しましたが、1台が水没したものです。

少しでも地域住民に被害が及ばないよう、大雨の中、危険を顧みず排水作業をしていたにもかかわらず、一部の文章を切り取って、効果的な排水作業を最初から諦めていたものともとれますがと議員が受け取ったというのでは、命がけで作業していた作業員に申しわけないというふうに思っております。

次に、水門近くの土砂堆積についてですが、大雨の後のたまった水の中には、大量の土砂や稲わら、ごみなどが含まれ、濁った状態になっております。水が引いた後は、低い場所に土砂が堆積するのは自然なことであり、ましてや周辺には田や畑、堤防、庭には土が存在しておりますので、どこから流れてきて堆積した土砂なのかは知るよしもありませんので、もし具体的に調べる方法がございましたらご教示をお願いいたします。

7点目、被災者支援についてでございます。

1点目の生活再建支援制度でございます。これらは全部、国の制度でございますので、お間違えのないようにしていただきたいと思っております。

自然災害により生活基盤に著しく被害を受けた被災者に対して、被災者生活再建支援金として支給し、生活の再建を支援するものです。10月29日に被災者生活再建支援制度の地域指定を受けて、速やかに町ホームページに掲載し、相談支援体制を整えました。対象者は、全壊、大規模半壊が対象で、ただし半壊の被災者にあっては、被災した住宅をやむを得ず解体する場合や、危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続するなどの世帯が対象になります。

現在は、全壊と大規模半壊の4件の申請を受領して県に進達しているとともに、また半壊の世帯に対しましても、制度をお知らせするチラシを送付しております。決して生活再建の流れをとめることがないよう事務を進めております。

2点目の住宅の応急修理制度です。災害救助法に基づいた、宮城県が定めた令和元年度台風19号に伴う災害における住宅の応急修理実施要領により取り扱いをすることになっております。みずからの資力の判断については、申し込み時に提出される資力に係る申請書により、資力を把握し、客観的に資力がないことを確認すると記載されていますが、東日本大震災には定めが

あった世帯の所得制限は、今回はありません。このことから、町では申し込み受け付け時に申請書を確認し、修理に係る経費負担が難しいとの内容であれば、申請書を受理することにしております。

また、支払いが完了している場合の取り扱いは、国の制度に基づいた対応を行っております。

応急仮設住宅でございます。県がプレハブ仮設住宅を建築し、被災者の入居をさせるものを建築住宅と呼んでおりますが、一方で、民間の賃貸アパートなどを県が借り上げる、いわゆるみなし仮設住宅の2つがございます。

仮設住宅の設置については、10月21日付内閣府政策統括官からの通知を受けて、町は県と災害救助法による応急仮設住宅（賃借型応急住宅）管理事務委任協定書を10月23日に締結したところでございます。

角田市において、応急仮設住宅の対象が床上浸水まで対象としているとの秋本議員のご指摘ですが、それは誤りです。実際には、応急仮設住宅の基準は本町と同様に、県の入居基準で実施しているとのことでございました。

改めて、賃貸型応急住宅の利用対象基準を申し上げますと、全壊や流出で避難所や公営住宅等を避難所として利用している世帯が対象となります。その他に、大規模半壊、半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等でみずからの住宅に居住できない方も利用できます。

また、半壊であっても、修理等のために一時的に居住できない方も対象となっております。

ただし、応急修理とは併用はできません。

こうしたことから、市町村独自で床上浸水まで賃借型応急住宅の対象枠を広げている市町村は現在のところはございません。町としては、県の基準により賃借型応急住宅の支援を実施してまいります。

次に、公営住宅に避難した世帯は住宅の応急修理制度が利用できるのに、民間集合住宅に避難した世帯は利用できないことが不公平ではないかとのことですが、公営住宅を一時的に避難先として利用した場合は、短期間のうちに自宅を修理し、みずからの住宅に戻るか、賃借型応急住宅として民間住宅を借りるかを選択しなければなりません。

また、長期的な避難生活先として利用する場合には、公営住宅は賃借型応急住宅の対象外で、家賃等の費用は被災者が負担することになります。民間住宅に避難した場合には、賃借型応急住宅として最長2年間の利用が可能で、その期間内に生活の再建をしていただくようになります。

賃借型応急住宅の契約に際しては、家賃、共益費、管理費、損害保険料費、敷金、仲介手数料

料が県の負担で契約になります。当初において、二、三十万円の費用が発生するもので、応急修理の支援額も、準半壊で30万円と、半壊や大規模半壊で59万5,000円となっており、決して不公平ではなく、被災の程度で適切な支援内容と考えられます。

最後に、秋本議員には、台風19号が接近し通過する間、さらに発災後すぐにでも役場に足を運んでいただき、台風19号に対する行政側の対応について、事実関係や職員の取り組み状況について確認していただきたかったと思っております。事実関係を確かめない、不確かで一方向的な質問は、秋本議員の言葉をかりれば、住民はもとより、豪雨の中、災害防止に全力を挙げていた消防団、行政区、排水作業員に、そして職員から秋本議員に対し不信感が満ちてくるのではないかと老婆心ながら心配しているところです。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁のちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

ページ数ですが、⑥の4、下から3行目なんですが、1,373人の「避難者」とありますが、「被災者」とお読みされたようで、「避難者」です。

それから、6の5、真ん中辺よりちょっと上なんですが、「また」というところで、「今回は自主避難なので、備蓄品」とありますが、「備品」とお読みされたようで。「備蓄品」。はい。

それから、6の9なんですが、余り意味、ちょっとニュアンスが違うのかなと思ひまして、真ん中、②の回答の部分ですが、回答の部分の4行目、「資力に係る申し入れ書」。これを「申請書」とお読みされたのかな。「申出書」でよろしいでしょうか。

その下、下、「申し込み受け付け時に申出書」。これを申出書でよろしいですか。

その下、「申込書」とありますが、「申請書」とお読みしたようで、これは「申込書」ですね。答弁書のとおりということよろしいですか。（「はい」の声あり）

秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 個別の質問に入る前に、総括的なお話で、少々の見解を求めたいと思えます。

私は、行政のあり方というものは、ある意味、結果責任ではないかというところがあるのではないかと思っております。計画していても、準備周到にやっても、何かのかげんでうまくいかないこともあるし、計画しなかったとか、考えなかったこともうまくいっちゃうということも確かにあると思っております。ただ、どちらにしても結果的には行政の責任というものは出てくると思えます。

ですから、その責任についてどう考えるのか、お聞きしたいと思います。

また、災害のごみ集積所について、いろいろ見解が述べられておりますが、これは東日本大震災のときの東松島市の対応を、いつだったか議会で聞きに来ました加美町のところで、総括という形で、東松島市の前の阿部市長が総括されておりました。あのときに、震災ごみをごみ集積所に持ってきたときに、かなり厳密に分別をしてもらったと。それで、そのときに、被災者にそこまでさせるのかということで、かなりの不評があったけれども、あれをやっていたおかげで東松島市は災害ごみの片づけが一番早く終わったということを総括のときに述べられておりました。

そういったことを踏まえて考えておられれば、もう少し違ったような対応ができたのではないかなと考えております。

そうして、町のホームページに町長のエッセーが載っているんですが、そのときには、平成30年の1月のときには、柴田町は内水の災害に見舞われるリスクがほかの自治体よりも高くなっていますというふうな書き方があります。また、平成30年の5月のエッセーには、災害に強く犯罪のない安全・安心な町が第一ということが述べられておまして、最後に、住民の思いや要望が絵に描いた餅にならないよう、実効性のある計画として策定していくことが私の責務であろうと考えておられます。

ですから、こういったことを踏まえた上で、この結果責任ということについて、どのような考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 言葉で簡単に結果責任と言いますけれども、結果責任ということであれば、今回は一番、町長がやらなければならない、人的被害を出さないということであれば、ほかの自治体で言えば、死亡者、けが人が出ている中で、柴田町は全くなかったということであれば、人命に関しては責任を果たしたのではないかなと思っております。

ごみの関係につきましても、当初は旧不二トッコン跡地に大きな看板を掲げて、分別して出すようにと指示をしましたが、途中まではうまくいっておりましたが、途中から一部心ない人たちが捨ててしまう、それから災害ごみに関係のないごみを夜中に捨てていくと。こういう状態でございますので、これまで、マナーの悪いところまで結果責任を負うということは考えておりません。

それから、これまでも水害があるたびに局地冠水対策をやっておまして、柴田町でできる範囲のことをやってきております。東船迫地区におきましては、古河水門の水がのみ込めなく

なる場合はバックウォーターが発生しますので、東船迫地区の北側の地区は地盤が低いものですから、西に流れないということで、それを槻木方面に流す対策を実際にやっております。

それから、三名生堀については常設ポンプ、剣水、剣塚に配置しておりますし、西住地区におきましては30億円をかけて今やっております。それから、阿武隈川の左岸につきましても、14年かかりましたけれども、ある団体、政党のお力もかりまして、今、補強作業を進めているということでございます。

国の考え方は、これは平成27年の関東・東北豪雨の際の社会資本整備審議会が出した答申でございます。当時は、近代河川が進み、水害の発生頻度が減少したことに伴い、社会の意識が、水害は施設整備によって発生する、防止するものへと変化していったと。しかし、近年の気候変動により、河川管理者を筆頭とした行政や住民等が、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生すると。そういう意識に変えていかなければならないというふうな答申が出されておまして、やはり今回の水害では、柴田町だけで施設整備で災害を防ぐことはできないと痛感したところでございます。

今回の災害の最大の要因は、7時間に273ミリ、10月分の雨が2カ月降ったということでございます。柴田町の中小河川では対応できません。上流から下流まで一体的な河川整備、阿武隈川の川幅を広げない限り、新たな状況となっている水害にはもう対応できないと。国も、洪水が起こるという前提で、これからは河川管理、自治体、そして住民と、ハードとソフトを合わせた形の対応をやっていくということでございますので、柴田町もそれにあわせて今後対応していくということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私も、今回の水害の一番の原因が、予想外の降雨、未曾有の降雨だったということはもう間違いないので、これは、それが原因だということは根本的に認めた上での発言です。

ただ、私のほうで考えていることは、あくまで被災者の目線でどうだったのかということをもう一回見直す必要があると思っております。被災者がどのような受け取り方をしたのか、そしてどのような支援が今、行政からなされようとしているのか。その立場で質問をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、人的被害がなかったという町長の発言なんですけど、FLプラス2メートルまでの水が来ていて、そこで人的被害がなかったというのは、これは本当に奇跡なんですよね。寝ている方、足の不自由な方も多分いらしたと思います。私、確認していませんけれども、ただその

方々がうまく逃げられたということは、その地域の力、あるいは家族の力、そのことにあったということで、これはその辺にも感謝しなくてはいけないと思っております。

では最初に、ハザードマップについてお聞きしたいんですが、これからつくるハザードマップにいろいろ述べられておったんですが、内水関係の情報が入っていないんですが、これはどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） ご質問のハザードマップ、今、作成中で、今回の反省を受けて、内水のハザードマップをつくるにはやはり時間が必要ですので、今回載せられませんが、国土地理院で今回の台風19号をもとに、浸水深、いわゆる段彩図というものがつくられております。それを1ページに掲げて、今後、内水の、いわゆる豪雨被害が発生する可能性の高いところの浸水地域を住民の皆さんに説明しながら、ご理解いただければなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 内水については時間がかかるということなんですが、水防法の第15条の3項には洪水情報と内水情報が同時に記載されていて、義務化されているんですが、そして、これを私、出してみたんですが、亶理町ではもう内水、ちゃんと出しているんですね、このようなものが出ております。この中には、土のうではなくて、水害のときには水をやる、水のうも大事だということで、そのようなつくり方まで全部入っている。内水ハザードマップがもうできているんですね。

ちょっと何か柴田町は遅いような感じがするんですが、もう一度、いつごろにできるのか、お願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 時期にはちょっと、県なり国と、現在、国、県で各データ、いわゆる浸水深をはかる浸水深度の座標図を持っていますので、そちらと調整なりをする必要があるのですが、ちょっと時間は、いつの時期ということは明記できませんけれども、ほかの市町村、いわゆる内水氾濫についてもつくっている市町村があるということは承知していますし、先日、河北新報にも出ていましたけれども、そういった内水のハザードマップをつくっていない市町村に対して、つくるようにということで文書通知がなされております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、もう水防法に基づいてつくっている内水のハザードマップのこれも、これからの県の指示によっては変わる可能性があるということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） ハザードマップ、内水のほう、そういったものをもしできたら、各世帯に、別刷りになると思います。新たに防災マップに折り込むということは、ちょっと今ではできかねるので、追加ということで情報を皆さんに提供できるようになるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。できるだけ早く、早急に、丁寧なつくり方でひとつお願いしたいと思います。

それでは、災害認定関係なんですけど、これはA判定、B判定、あったんですけども、中をよく見ますと、外壁に対する損傷と書いてありまして、洪水によるあった云々がA判定、B判定に分かれたとは、そういうふうになるような書き方はされていないんですが、洪水のあったところがA、洪水がなかったところがBということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 先ほど、被災の住宅の判定については、A判定、B判定ということでご説明しましたがけれども、今回10月21日、県の説明会がありまして、その際に、河川が決壊あるいは越水したところということで、丸森町あるいは角田市がなりました。角田市については、内水で、いわゆるB判定になるのかなという部分もあったんですけども、県と市で、河川が氾濫したことを受けて、角田市全域をA判定、いわゆる浸水深で図る判定ということで決定されたようで、当然、丸森町も同じような状況のようでした。

柴田町についても、個別に聞いたところによると、村田町、大河原町、柴田町については、そういった白石川の決壊やら越水とかは一部にもないので使えませんということで、そういったことで柴田町はB判定という形になりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

ただ、角田市で同じような状況であって、そちらはAになる、柴田町はBになるということがちょっと納得いかなかったものですから。

それと、FLプラス2メートルを超える水位があっても全壊にならずに、半壊だったか、大規模半壊だったか、どちらかになったということが、どうも私の経験からすると、ちょっと納得いかないところがあるものですから、お聞きしました。

それと、平成30年の3月に、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定というものがありまして、その中に、土砂に関する判定が出ているんですね。土砂等が一様に堆積することに

よる被害の判定方式の追加というものがあまして、この場合には、液状化の地盤被害の際に用いる潜り込みの判定を行うことを可能とするということがあまして、この液状化の判定を持ってきてみますと、基礎天端、上から25センチ、そこまで土砂が来た場合については、その判定をせずに、一気に全部半壊にするというような基準があるんですが、こういったものは今回は考えられたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 今回は、改定項目も含めて調査しておりますので、そういった事例があればそのような判定をしておるんですけども、そういったことはなかったということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 土砂がなかったということですか、それとも言われなかったということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） その基準に該当した事例はなかったということであります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 済みません。私、見た範囲では、かなり土砂がたまっていて、家の中に土砂も入っているし、庭にも土砂が入っているところも随分あったんですけども、これは土砂ではないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 土砂の流入があった場合の判定方法につきましては、その基準に沿った堆積によって、パーセントで判定しておりますので、そのところは個別に判定しておるところもあるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 柴田町で、この液状化に関することを準用して判定したという事例はあったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） ちょっと今、確認しますので、少々お待ちください。

○議長（高橋たい子君） 後ほど。

再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） このような基準があつて、それが全部、私はこれをネットでとっている

ものですから、こういったものが適用になるかならないかで大分違ってくると思うんですね。こういったものを利用できるのであれば、利用していただくことが一番いいかと思いますので、ちょっとお願いしたいと思います。

- 議長（高橋たい子君） 後ほど回答するというので、別の質問をお願いします。どうぞ。
- 7番（秋本好則君） いろんな水害のところで土砂が入って、かなり壁なんかも傷んでいるんですけども、その中の基準の判定として、内壁あるいは建具の被災の別、個別、部門別の判定としてあるんですが、これは箇所数でやっているのでしょうか、それとも面積割合でやっていたのか。その辺の中身について教えていただきたいと思います。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（水上祐治君） 面積割合となっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 7番（秋本好則君） そうしますと、面積割合でいった場合、F Lプラス30センチの場合も、例えば2メートルの場合も、中に入っているダメージというものは大きいと思うんですけども、実際、直すときは壁全面的に落とさないと、後の問題が出てくるんですが、そういったことは加味されている内容なのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（水上祐治君） 基準としましては、再使用不可能かどうか、その辺を判定して実施しております。それで、どうしても交換が必要だということになれば、全部損傷というようなことで判断しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 7番（秋本好則君） わかりました。

こういうネットに出ている本がありまして、これは、災害でつなぐ全国ネットワーク編という形で、水害のあったときの対処方法が全部かなり詳しく出ているんです。こういうことをしなくてはいけない、土砂のかき出し方、あるいは、これからきちっと床を乾燥させないと、こういうことになりますよ。そして、カビが全面的に出てきて、中に入っている人が健康を害しますよということも全部書いてあるんですね。こういったことはネットでとれるんですが、こういったものを各集会所なり、公民館なり、地区に配付ということは考えられなかった。こういう本があったということをご存じでしょうか、どなたか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（平間清志君） 災害時における対応ということで、水害対応の仕方という形で、そ

これはネット上、私も確認して、内容は熟読させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私、これを生涯学習センターに持っていったときに、ちょっと知らないという返事があったんですけれども、こういったことを各被災地なり、一番近い公民館なり、学習センターなりに配付するということは考えなかったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 特に配付するということは考えておりませんでしたけれども、例えば今回、船迫公民館は床上浸水ということがありましたので、そういったことも確認しながら、例えば通気をよくするとかということの事前の対応はしてきたところでございます。

今後、カビ等については、やっぱり発生することはやむを得ない部分もありますので、対応していきたいなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 場所によっては公的施設で水をかぶった後、3日目には全部改修し終わったというところもあったようですので、これはこれからすごいカビの被害が出るのではないかなと私は思っているんですけれども、特に体の弱い方がそういう施設に入ったときに、どのようなことが起きるのか、1回、ちょっと心配だなと思うところがありますので、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

今からでもこういったものを配付する可能性というか、ご予定はないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 幾つかの資料で確認はしておりますけれども、その点についてはもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 次に、情報の伝達方法なんですけど、この時点に、いろいろ町長からも話がありまして、午前中に大雨警報が解除になったから大丈夫だと思ったということなんですけど、災害対策本部の中で、東日本大震災のときの津波被害の現状というか、現場に、片づけられる前に、現況のままを見に行かれたという方はいらっしゃったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと意味がわかりませんが、発災後すぐ避難物資を届けて、新地町とかに行って、山元町にも参りまして、現場の状況をつぶさに私自身が確認しております。その確認の仕方が、どの範囲の質問かわかりませんが、現場に行って、見たということでござい

ます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私、確認したかったことは、雨が上がったからという、大雨警報が解除されたからといっても、現場では、そこでもう寝泊まりできる状況ではないんですよね。特に、2階建ての家なら、まだ2階に避難ということができるとは思いますが、平屋の場合、大雨警報が解除されて、もう家に帰れる状況だから帰ってください、帰れることだから大丈夫だと思ったというのは、現状をどのくらい理解しているのかなと、聞いていて思ったわけです。もう家の中に入れる状況でもないし、そこで寝泊まりできる状況でもないんですよね。

では、そうなってくると、応急仮設住宅ということを通じて思い浮かぶんですけども、そういったことまで考えた上で、予定というんですか、5時に閉鎖する予定と出されたのか。そのときの判断のことをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 避難所の一応、夕方5時に閉鎖予定というのは、先ほど、大雨特別警報やら氾濫情報が解除されたということで、そういった情報と、避難所の方が大分減ってきた、あるいは、今回は東日本大震災と違って、全くライフラインが影響なかったのも、そういったことを受けて、予定ということで出したんですが、これはエリアメールで出しております。エリアメール、昨日もお話ししたとおり、文字数が180文字ということで限定されております。詳しい内容については、配信メールでそういったこともつけ加えながら、まだそういったことで避難をされている方はいいですよというようなことを、ちょっと後半のほうでは入れたんですけども、やはりちょっとエリアメールですと限界があるので、今後エリアメールの発信の仕方についても検討しなくてはならないなということは反省事項としてはあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） その件について、これは11月13日の毎日新聞に出ておまして、ちょっと長いんですけども読ませていただきます。丸森町のことについて書いてあるんですが、避難勧告や避難指示をいつ出すかという判断は自治体に委ねられる。ただ、深夜の発令だと効果が不十分という見方もある。台風19号で多数の死者が出た宮城県丸森町では、25日、台風21号の影響で再び大雨になることを見越し、大雨警報が発令される前の午後3時半、町内全域に避難指示を出した。総務課の小野克洋消防防災班長は、土砂が崩れやすくなってきており、大雨で大きな被害が出るおそれがあった。避難指示は早いほうが住民も対応しやすい。雨量が少なかった場合の空振りを考える余裕はなかったというふうに振り返っておられるんですが、今、

状況でもう一回繰り返されたら、もっと早目に出したいというお気持ちになりますかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） それで、2回目、10月25日、いわゆる低気圧と台風21号の関係のときには、土砂災害警報が発令される前に、避難準備・高齢者避難開始のエリアメールを発しておりました。やはり、日中の明るい時間にエリアメールとかで発令する、そういったことが大事だと思ひまして、夜については、やはり安全な場所あるいは2階のほうにということ、そういった避難の呼び方を、表現の仕方で今後やっていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） きのうちからのいろいろな答弁を聞いておられますと、情報の伝え方について、いろいろ反省点があったのではないかとということも聞いております。

私も調べましたら、今までとちょっと違った防災ラジオという形で、ポケットベルの電波を利用した防災ラジオというものも今出てきているんですね。この電波を使いますので、透過性が高いといえますか、地下であっても、建物のビルの中でもその電波が届くという形で、これはラジオとしても使えますし、前のポケベルの電波をそのまま使えますので、文字も送れる。そして、機種によっては、これまでの出した経歴も全部、中にストックされていて、音声でも、文字でも、経歴でも全部出せるという、そういった防災ラジオも出てきているんですけども、それほど値段も高いものではないんですが、一番高級品なものでも4万円ぐらいのものです。

これを、例えば集会所なり区長さんなり、そういったところに置いておけば、かなりそういったトラブルなり、言った、言わないという話もなくなるのではないかと思うんですが、こういったものを検討されることは考えておられないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 防災ラジオの件かなと思っていますけれども、実は今回、防災ラジオのことについては後で検討しますけれども、今回、現実的な話、今後の話もありますので、エリアメールで今回は7回、先ほど言ったように発信しております。そして、もう一方で、メール配信、いわゆる柴田町に登録している配信については、全部で16回ほどメール配信しております。

それで、エリアメールについては、先ほど、文字数制限もありますけれども、もう一つの条件がありまして、15項目、いわゆる避難勧告、避難指示、災害情報とか、あるいは、いわゆるロケット関係とか、地震とか、そういった15項目でしか、携帯電話3社との協議の中で、それしか使えなくなっておりますので、やはり限界があることが1つと、あと、そのエリアメール

は見た瞬間にもう消えてしまうんですね。いわゆるアンドロイドというソフトの持っている携帯については後で見返しができるんですけども、見返しが、ほかのものができないという欠点もありまして、一番、今後すぐに皆さんにさせていただきたいことは、配信メールの登録が、それはすぐに、普通のメールと同じなので、見返しができて、その内容も残っているので、それのほうが有効かなと思っています。

ですから、防災ラジオについても、きのうも質問もありましたけれども、いろいろ今後検討していきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） ぜひ、この資料を置いておきますので、検討していただきたいと思ひます。

情報の伝達で、先ほど、情報の知っている人、知らない人でかなり格差があったという話をしたのは、区はみんな接しているものですから、例えば私、歩いたところでも、旧トッコンの跡地に持っていくんだよということ自体知らない方もいらっしやいましたし、知っていて、持って行って、かなり渋滞して、長い思いをして、そこにやっと置いてきたと。そして、帰ってきたら、隣の道路1本隔てた向こうの人は近くの公園に持って行ってた。何だろう、俺ばかなことしたのかなという、そういう感情を持たれた方もいらっしやったわけですね。

だから、そういった形で格差があるのは大変だと思ひますので、この情報を伝えるのであれば、均一に伝えるような形をこれから考えなくてははいけないと思ひましたので、話をしてみました。

それと、災害の復旧関係なんですけれども、今までの中で、応急修理制度、あるいは応急仮設住宅、申し込みされた方。済みません、ちょっとメモを取り忘れたので、件数だけ教えていただければと思ひますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 応急修理制度です。254件の申し込みがございました。

○議長（高橋たい子君） 先ほどの液状化の関係で税務課長からの答弁がございましたので、よろしくどうぞ。

○税務課長（水上祐治君） 済みませんでした。

先ほどのご質問で、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定ということで、平成30年3月にあったんですけども、その中で、液状化による傾斜による判定というようなことで、今回その調査した結果、1件ほど対象となるのではないかとということで、その調査表を用いて

判定を行ったところ、その途中の段階で、傾斜が1.2センチ未満ということになりましたので、通常の調査表に戻って判定したということになりましたので、今回この液状化による判定した家屋はなかったということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 済みません。今ちょっと話があったので、またそのところに戻りたいと思うんですけども、平成30年3月の主な改定の中に、大きい2番には、先ほど言いましたような傾斜による判定というものもあるんですが、そこではなくて、その後の大きい3番の中の（4）というものがあまして、そのところに、土砂等が一様に堆積することによる被害の判定方法については準用という形で、この項目が1項目入っているんですね。これが利用されないのかという質問をしたわけです。どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） ちょっと、あと確認します。

○議長（高橋たい子君） では、後ほどということで。

いいですか。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 途中でしたので、住宅の応急修理制度です。詳しく申し上げますと、12月3日現在で申し上げます。大規模半壊が3件です。それから、半壊147件、準半壊108件、合計で258件でございます。534件に送付していますので、申し込みとしては48.3%という現状です。

○議長（高橋たい子君） 補足で。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 私からは、応急仮設住宅の賃借型住宅の申し込み件数になります。現在のところ、申し込み件数は14件、そのうち8件について決定をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） ありがとうございました。

では、応急修理制度、約半数の方が申し込みをされているということなんですが、これは先ほど言ったような、床下の乾燥とか、壁とかそういったものについてアドバイスなり、何かさかれていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 秋本議員がお手元にお持ちでした、カビの発生とかそういったことも申し添えて、申し込み時にお伝えしています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○7番（秋本好則君） 一度、先ほど、壁とか建具の被災については面積で行っているということなんですが、例えば構造的に……いないんですか。わかりました。では、飛ばします。

被災者支援の中で、私が歩いたところで、一番皆さん困っていたことはお風呂の問題なんですよね。1階が水をかぶってボイラーが使えない。それで、いろいろやっていって、汗をかく、汚れ物が出る、風呂入りたいなといっても、どこにも風呂がない。それで、一度、事務局を通して、いろんなところに風呂があるので、そういったことを、使えないかということを検討しませんかという話をしたんですけれども、考えていないという返事でした。

でも、柴田町の被災者、私が聞いた範囲では、大河原町のグリーンホテルに行って、入っているという人がいたんですけれども、その方も、柴田町にも風呂あるんじゃないのねという話はあったんですよ。考えてみると、例えばゴルフ場に大きい風呂もありますし、温水プール、仙南プールでしたか、総合プール、多分そことか、仙台大学あたりも温水のシャワーというものはあるのではないかと思うんですよ。そういったことが使えれば、かなり被災者の方も喜んだのではないかと思うんですけれども、そういった検討はされなかったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 衛生管理ということで、今回の被災者に対するもので、事業については検討させていただきました。

まず、公的施設のある太陽の村での入浴利用という形で事業計画案をつくり、利用回数を11月いっぱいぐらいまで計画をしたわけなんですけど、実際にそれにかかる費用、それから問題は、一番は道路でした。上がるには、表側という言い方はおかしいですが、こちら側の東側から上がれないと。北側からの成田しか道が使えないこと、それから太陽の村自体の専用道路になってからの部分でも土砂崩れがあり、ちょっと危険も伴うということで、それを総合的に勘案したところ、ちょっとその事業は難しいのではないかという形になりました。

そのために、実際には、先ほど今、議員さんがおっしゃったグリーンホテル系、大河原町、それから角田市のほうですか、そちらから、今回の被災者に対して無料入浴券を町に数百枚いただいておりますので、高齢者の家庭に、そういったところを利用できるということで無料券を配付しまして、利用していただくよう包括支援センターとか、そういった事業所を経由して、そういう方に配付をお願いした経過があります。

一応企画はしたんですが、ちょっと危険が伴うということで、今回そのほかのところまでの計画には至らなかったという経過があります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。大変ありがたがって使わせていただいていますという返事はいただいております。ただ、大河原町まで行くんだよねという話の中に、その言葉の裏のほうに、柴田町にあったら入りたいなという気持ちもあるのかなと思ったものですから、私なりに考えてみたんですが、例えば、先ほど言いましたように、ゴルフ場とか温水シャワーのあるようなところ、そういったところは考えつかなかったですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 実際に役場で考えるということで、公的施設を中心に考えました。一番は地域福祉センターが一番いいところだったんですが、被災してしまっていたということ、それから、常時、高齢者とかの方に入っていただく場合に、やはりちょっと監視という言い方はおかしいんですが、誰かの目を通していただくほうがいいというところもありまして、場所的には太陽の村というところを考えていたもので、実際にプールとかゴルフ場とかというところまでには考え至らなかったという形です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） それと、被災者支援ということで、私、歩いたところでも、かなり庭先とか道路はきれいになったんですけども、側溝がまだ土砂がたまった状況で、ふたがあげられないんだよねというのが随分あったんですよ。ですから、きのうの話ですと、一部進んでいるようなんですけども、ほかにもいっぱいありますので、ふたをあげるような指導をするなり、ふたをあげてやるなり、何かそういったことも考えていかなくはないかと思っております。

槻木のほうでは、私のほうでは、たまたま幸か不幸か、ふたがないものですから、住民たちが自分で土砂すくいをやったんですけども、かなり砂がたまっていましたので、そういったことも考えられるのではないかと思いますけれども、大体どのような段取りでやろうと思っているのか。わかった範囲でいいですので、教えてもらえればと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 床上、床下、あるいは道路冠水が激しかったところについては、2つの業者でもって、12月20日まではとにかく終わらせてほしいという依頼をしています。あとは今現在、うちの職員6人でもって各地域の土砂の深度、どのくらいたまっているかというのを、今も実は各地域に散らばって測定に当たっています。その状況を見て、最初ここをやるかということで、今後進めていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 先ほどの質問の答弁、税務課長からどうぞ。

○税務課長（水上祐治君） 済みませんでした。

それで、秋本議員さんおっしゃった（４）準用規定なんですけれども、こちらの準用規定につきましては、該当したケースはありませんでしたので、今回こちらの地盤被害による被害をもって調査したお宅は１軒ありましたが、これは判定の途中の段階で、通常の判定基準に戻りましたので、今回こちらのほうの判定した家屋はなかったということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○７番（秋本好則君） わかりました。

では、ちょっと一応もう一回確認したいんですが、ここで言っているような土砂等が一様に堆積する状況に柴田町はなかった。それで、皆さんが一所懸命、汗をかいたあれは土砂ではなかったと。そういう判断でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 今回の認定調査におきまして、不動産鑑定士の方々と一緒に回らせていただいたんですけれども、その中で、こちらの地盤被害に関する被害、こちらの調査に移行した分は１件のみであって、その判定につきましては、全く土砂流入がなかったということではなく、この調査に該当するお宅は１軒あったんですけれども、その途中の段階で通常の判定に戻ったということになるということですので、そのような形で判定したということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○７番（秋本好則君） 私は、新潟の地震のときから、ずっと現場に、応急危険の判定なりやってきているんですけれども、どのところでも不動産鑑定士が判定をやっているというのは初めてなんですよね。不動産鑑定士が、こういった土砂等による追跡の被害というものを判定できるものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） その辺は基準に基づいて実施しておりますので、大丈夫だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○７番（秋本好則君） わかりました。大丈夫なんでしょう。

それと、これからこういった災害をふやさないという観点に立って、１つ提案があるんですけれども、柴田高校の前を、旧、前の、白石川の流れだったところ、今、畑になっているんですが、そのところが、大変申しわけないんですけども、今、調整池のような役割を果たしても

らっているんですね。そこにもいろんな開発の話があって、二、三件、話が来ているという話を聞いているんですけども、そういったことで、そこが今の状況から変わって、盛り土されるといふこともあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 関囲いのお話だと思うんですけども、具体的にはまだなっていないというか、ならなかったというケースを含めて、やはり交通至便な場所で、埋め立てをすれば、それなりのスペースの土地が確保できるということでは、話というか、計画に対して相談というものは何回かございました。ただ、現時点で実際動いているというものはございません。

○議長（高橋たい子君） 恐れ入ります。通告に沿った質問をよろしく願いいたします。

再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） いや、これから災害をなくすためという話の中での一環ですので、ご了解いただきたいと思います。

同じような趣旨で、これから、この間、新聞発表として、遊水池関係、あるいは地下での雨水貯留施設の支援という形も、国では、やると、考えているというふうな新聞報道があったんですけども、これは、その話は新聞報道だけだったのでしょうか。何か話が進んでいけば、その辺を伺いたいと思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 出た内容については、河北新報における集団移転のことで理解してよろしいでしょうか。集団移転の関係については、今回、これまでの基本では、10戸以上の家が対象、合意形成で移転対象となった場合ということでありましたのが、今回の台風の被害に基づいて、5戸以上に引き上げる方針で調整をし、2020年から適用をさせたいというもので国は考えていますと、考えが進みますという報道がありました。

それに基づきまして、町も、詳しくはありませんが、支援施策として調べさせていただきましたが、現在この建築基準法第39条第1項の、指定された災害危険区域にある中で、住居に相当とみなされない区域がある場合においてという前提条件があります。それに基づいて、その中で、居住者の集団移転が適切に考えられる地域というふうな、町が計画をつくらなければならないという形になりますので、今のところ、その地域、今回、水害があった部分については、その災害危険区域に指定されておられませんので、町としては、こういったところについての集団移転と、それから集団移転促進事業という形、今回、山元町とか亘理町、岩沼市のように、津波で集団移転という形で防災移転が実際に行われておりますけれども、そういったところに

については該当ないだろうということで考えておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 新聞報道では、災害危険区域とまでちょっと書いていなかったものから質問しました。これがもし指定されるということがあればですよ、あればという話、前提なんですけれども、国が4分の3を出してくれると。それで、交付金措置を含めて、市町村の実質的な負担は6%で済むという話で、非常に使える制度ではないかと思うんですけれども、これと今、建設課で進めている立地適正化法を絡めていって、居住制限区域という形に持っていくことも一つの手かと思うんですけれども、何かそういった立地適正化、ちょっとずれるかもしれませんがけれども、これから同じ災害を繰り返さないという立場から考えていけば、このような考え方も一つできるのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 立地適正化計画では、居住誘導区域を定めていくんですが、集団移転でもって、どちらかに、安全なところに団地を造成するとかということについては、直接的には居住誘導をする側なので、なかなか難しいのかなと感じています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 居住誘導区域と同時に、居住制限区域もつくることになっているので、そういったところとこれを連動させるというのも一つの手かなと考えておりました。ちょっとずれましたけれども。

例えば、災害の関係で、緊急事態には緊急的な対応が必要になるということで、令和元年の7月に、総務省のホームページに、市町村のための水害対応の手引きというもののの中に、トップがとるべき対応というものが出ているんですけれども、これをお読みになったことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） ちょっと理解してございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） この中に、市町村がとるべき対応の手引きというものがずっと書いてありまして、その一番後ろに、災害時にトップがなすべきことというものが書いてあるんですね。この中を読むと、まず、お金のことは後で何とかなる。住民を救うために必要なことは果敢に実行すべきであると書いてあるんですね。そして、一番最後に、職員に対して、お金のことは心配するな、俺が何とかやる。やるべきことは全てやれということも、トップのとるべき態度

として必要だと書いてあるんですけども、こういったことをお読みになったことはないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 総務省がどう考えたかわかりませんが、私は、ここに、社会資本整備審議会とは、西日本豪雨に対する中央防災会議のワーキンググループの提言ということも読んでおります。最終的に、お金というものは、今回の丸森町でも角田市でも、首長さんの一番の今、心配事は、財政が破綻するというのでございます。もちろん命を守るということは第一義前提でございますけれども、将来の財政負担もあわせてやっていかないといけないというのが実情でございます。

財政を考えないで、それであれば国も財政を考えないで、全て阿武隈川、白石川の河川を広げて、堤防を高くして、それは現実的に難しいというものが、この西日本豪雨、平成30年7月の豪雨を受けての中央防災会議のワーキンググループの提言でございます。

そのときのトップのあり方は、一義的にはもちろん、今回も同じように、人命を救助するというのでございますが、ここで言われていることは、気象現象で今後、激甚化していく中、どこで災害が発生してもおかしくないと。行政が一人一人の状況に応じた避難情報を出すことは不可能。自然の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人一人に助けに行くことはできません。行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。避難するかしないかはあなたの判断です。皆さんの命は皆さんで守ってください云々、これが国民への皆さんの要請文ということで、中央防災会議でワーキンググループの提言もあるということもご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私は、住民の命、財産を守ることが地方自治体最大の使命ではないかと考えております。ですから、それを第一に行政運営していただきたいと思いきし、柴田町の全力を添えて、そういった被災者を助けていくということがこれから必要になってくるのではないかと思います。

その意味で、来年度の桜まつり、これを英断をもって中止して、そこにかかる費用を全て災害者支援に回すということをこの場で提案して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 反問ですか。どうぞ。

○町長（滝口 茂君） やっぱり質問の内容と違うことを最後に言うというのは、私はいかななものかと思いきし。平間幸弘議員のように一般質問できちっと、観光から防災関係と質問をさ

れているのであれば私も言うことはないんですが、実際に今回の令和元年度の予算規模、町の一般財源で公共土木に使っているお金が8億円でございます。観光行政に使っているものは1億円でございます。そのうち一般会計で出しているお金、2,900万円でございます。これが政策的経費。こういう事実も町民に示していただかないと、今回は、人命は被害はございません。一部被害がございましたけれども、きちっと計画的に、何もやっていないということではございませんので、それを一方的に観光に結びつけて言うことは、私はいかかなものかと思わざるを得ません。

事実関係を町民にお知らせして、総事業費は16億円、そのうち一般財源は8億円使っているということも示した上で、町民が、もし来年度、桜まつりを中止しなさいという要望が高まったのであれば一応検討はしますけれども、1人の個人の意見で、一般質問にない意見を最後に言うとは、私はいかかなものかと思わざるを得ません。

ですから、16億円使っていると。一般財源で観光行政は3,000万円、政策的に使っていると。そこを皆さんに伝えていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 反問と言いましたけれども、回答ということで訂正をさせていただきます。

再質問ございますか。いいですよ。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私は、観光云々と、観光については一言も触れておりません。いいんですか。

○議長（高橋たい子君） ここまでね。続けていいです。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 終了してもいいんですか。

○議長（高橋たい子君） 今の質問まではいいです。

○7番（秋本好則君） わかりました。

観光云々ということ私、先ほどのところでは一言も言っておりません。ただ、柴田町は全力でこの被災者を支援するという姿勢を示す必要があるということで述べたものですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

これにて7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時20分再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

今回の台風で、私も船岡五間堀の1メートル径の排水盤を預かっているものですから、当日夜、うちの前の状況を見ながら、ぎりぎりまで排水させて、いよいよ逆流したということで、下名生の排水機場に出るまで逆流が始まったので閉めるよということで。そこを閉めるか閉めないかによっては、一帯に水があふれるということになりますので、その後に役場に行ったり、避難場所の船岡生涯学習センターに行ったりしました。そのとき、元、役場の課長さんから、私の顔を見るなり、いきなり、議会は何しているんだというふうな言葉をかけられました。これにかちんと来たんですけれども、あの状況のときにそんなことで口論している場合ではないので無視しましたら、言うに事欠いてというふうに私は思うんですが、次、議長の職はないからねというようなことを私が投げつけられました。どういうことだったんでしょうかというのは、私は今も疑問ですけれども、そういうことがありました。

今後、避難所に行って、みんな町民かわいそうだね、あっちこっちうろろさせられてというような話の中から、先ほどのような言葉を私が投げかけられたということです。いろいろあるのでね、その辺はしようがないということで。うちの地区に在住しているものですから、時々、顔を合わせることもなるんですが、私は今、無視しています。ということで、大変申しわけないんですが、そういうことがありました。

さて、それでは質問に入ります。

台風19号での町民と行政の対応は。

10月12日の台風19号による災害によって多くの方々の被災に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興が進むことをお祈りし、そして危機管理監の一日も早く復帰することを願いたいと思います。

本町では、地域防災計画に基づき「住民が「自分たちの町は自分たちで守る」という意識を持って、町や防災関係機関などと連携して、自主的な防災活動を進めていくことが必要であり、

このため各地域で自主防災組織を結成していくことが効果的です」とし、地震・水害等災害の発生に備えることなど「自助・共助」を目的に、各行政区に自主防災組織が結成されています。

このたびの台風で自主防災組織の災害発生時の位置づけはどのようにされており、どこまで活動を行う必要があるのかなど、自主防災組織の活動やその他災害対策について詳細を伺います。

1) 災害時に生命・安全を守るための自主防災組織の活動の状況、今回活動した・しないなどについて、町で、ちょっと時間的に忙しいと思うんですが、聞いているのかどうか、詳細についてお伺いいたします。

2) 災害対策の時期、行動計画、避難情報の発令などのためのタイムラインについて、詳細についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、水害関係、2点ございました。

まず、自主防災組織の活動状況でございます。ご承知のように、本町では自主防災組織が全行政区に組織されております。

今回の台風19号への対応につきましては、全ての自主防災組織で活動していただきました。主な活動内容は、台風通過への備えを初め、発災後には避難の呼びかけや安否確認、孤立者や被害家屋等の確認、行政区内の道路、土砂崩れなどの状況把握、集会所等への避難所設置、運営など、その地域の実情に応じた対応を行っていただきました。

2点目、災害対応時期のタイムラインでございます。タイムラインの策定については、現在、着手、調整しておりますが、まだ完成には至っておりません。

しかし、今回の台風19号で、対応においてはタイムラインを念頭に取り組みましたので、その主な動きを報告させていただきます。

まず、3日前の10月9日水曜日から、台風予報を随時確認するとともに、町内の水門、常設ポンプ施設、スクリーン等の巡回を行い、あわせて災害協定を結んでいるリース会社に排水ポンプ等一式の手配や、排水作業委託業者にも排水作業準備に対応するよう指示を行いました。

2日前の翌10日木曜日の午前9時には、災害警戒準備担当者会議を4課で、これは現課なんです、土木、農政とか現業での4課で開催し、排水作業などの資機材の準備、各課の役割分担状況を確認するとともに、稲荷山用水路、船岡用水路、槻木用水路の管理者へ態勢準備の確

認、ポンプなど委託業者への手配状況確認を行いました。

1日前の翌11日金曜日の午前9時にも、第2回災害警戒準備担当者会議を開催し、排水水門点検報告、土のう、バリケードなど資機材の確認、確保、また排水ポンプ等稼働準備状況の確認を行いました。さらに、災害警戒本部を午後4時に設置し、水防団を待機させました。

14時間前の12日土曜日午前10時41分に、配信メールにより、自主避難者に備え、優先避難所6カ所を午後1時に開設することを周知しました。11時間前の午後1時30分に災害警戒本部を災害対策本部に切りかえ、本部体制を強化いたしました。10時間前の午後2時30分には、避難準備・高齢者等避難開始発令し、この後の午後2時56分には大雨警報が発表されました。6時間前の午後7時過ぎに避難勧告発令のエリアメールにより、夜間避難の注意や6カ所の避難所名を発信しました。5時間前の午後7時50分に大雨特別警報が発表されたことを受けて、8時30分に避難指示発令を行うとともに、避難所の追加を行いました。3時間前の午後10時には、さらに避難所の追加等をエリアメールで配信。

翌13日日曜日の午前0時44分に自衛隊派遣を要請、さらに午前1時8分には氾濫危険情報が発表されたので、エリアメールにより2階への避難情報を発信しました。

このように、タイムラインの完成には至らないものの、同様な内容で準備対応を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 自主防災組織、いまだにというのは私の見方ですけれども、やっぱり活動には温度差があるのかなとも思っています。

そんなことから、行政区隣同士連携というか、自主防災組織のその辺について、どのような状況になっているかということは、自主防の会長さんから話を聞いたりすることがありますかどうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 自主防災組織のほとんど会長さんでいらっしゃいます行政区長さんに、震災後、災害等や、あと活動状況について、電話でいろいろ報告をいただいたりしてまいりました。その中で、他の自主防災組織さんと協力してというお話は、その時点ではありませんでした。

ただ今後、12月11日、区長会がございますので、その際に、今回の検証と反省点とか、そういったものをアンケート方式で調査する予定にはしていました。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それでは、自主防災組織が今回も、今の答弁であったように、動いていただいて、活動していただいています。実際、私も10軒足らずですけども、区長さんのところに直接電話で、今回どうでしたかと、自主防災組織としてはということで、直接電話で問い合わせをいたしました。そうしたら、特に役員会とかはしていないけれども、それは動くことによるということで、やはり避難者を助ける、もしくは車に乗せて送っていくということをしていたというような話でした。

そういう意味では、ただ自主防災組織といっても、町内、水の上がる場所と上がらないところが当然あるものですから、そこによっては多分、意識的に全然違うんだらうなと思うんですね。

それで、消防団との連携ということでは、自主防災組織というものはどのような関係でやっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 自主防災については、いわゆる地区の役員さんを初め、民生委員さん、それから消防団、それぞれの役割の方が皆さんで、災害が起きた際に連携をとるということは基本であります。

今回も、台風の影響ということで、消防団については、消防団の指揮命令系統で動いていた経緯があります。自主防災組織については、自主防災の、いわゆる区長さんを代表とした流れで連携をとっていただいたということですけども、消防団と自主防災組織の連携というものは、こちらではそこまでちょっと把握していないんですけども、連携のとれているところと、連携が余りとれていないところはあるんだらうなとは思っていますけれども、何せ消防団の各班は、自分の地区のエリアなものですから、そういった意味では何らかの連携はとっていたものと、こちらでは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 何らかの連携はとって、同じ地区内ということであれば当然そういうことになるんだらうと思うんですが、私、自主防災組織については、平成19年、2007年ですか、それから自主防災の質問はおおよそ35回にわたって災害についての質問をしている中で、やっ

言って、区長さんは防災の専門家でも何でもありませんよね。

ということから、消防団との連携ということは、消防団には当然、今話も出ています水防班というものがあって、川の水害に対しての知識を持っている団員が結構いるわけです。ただ、そのときに別々に、当然、消防団は消防団で忙しいんですけれども、連携をとるような仕組みをつくっていくということは必要ではないかと思うんですね。どうしても消防団の水防班とか、そういう人でないとわからない知識というものは当然あって、我々、一般住民にすれば、そんな詳しい仕組みというか、水害の展開とかわからないわけですよね。

ですから、その辺についてどうなのかなというよりも、いわゆる会長さんなり副会長さんなりの幹部の中に消防団の方が入っていただくということも必要なのではないかと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 消防団の幹部の方となると、それなりに各分団、あるいは各班の班長以上で、消防団でも中枢的な役割を果たしているのかなとは、こちらではちょっと思っています。

やはり連携については、区長さんと消防団員の連携は当然必要なことで、地区でつくられている地区防災計画、それから地区の防災マップ、それぞれつくっている段階で、やはり当然、消防団員のこれまでの災害の経験とかそういった知識は備えのために重要な情報だと思っています。

ですから、マップづくり、あるいは地域防災計画づくりには当然かかわっていただくように、こちらでもお話ししていますし、当然、地区でもかかわっているものと、こちらでは推測しています。

ただ、ほかに、そのマップとか、まだ地域計画をつくっていない地域があるので、そちらについては今後、積極的にこちらから声がけをしていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ぜひ、そういった仕組みを構築していただいて、それがいざというときの運営に、かなり貢献率は高いと思うんですね。だから、今それとなくというのではないですけども、そうなれば、その中で連携してやっているでしょうということではなくて、そういう仕組みをつくっていただいて、自主防災組織といっても、地区民が入っていますといっても、100%みんな、例えば防災訓練をやりますといっても100%参加するわけではないので、来た人はわかっても、来ない人は全然わからないわけですよね。

そういった中で、いかに自主防災組織を活性化させていくかということの一つに、消防団員の方の、幹部になる方の参加をお願いしていただければと思うわけです。

それで、そういう意味から、仮称なんですけど、自主防災組織連絡協議会をつくるようにということで、それこそ平成19年の質問のときにも言っているんですが、今それはどのようになっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） いわゆる自主防災組織の横の連絡会ということで、これは水戸議員さんから以前、東日本大震災を教訓に自主防災組織が全地区にできたので、今度、自主防災組織同士のレベルアップにもつながるので、そういう連絡会をというお話がありまして、私、当時、危機管理監を務めていましたので、何度かお話ししましたけれども、やはり当時は、現在の話はちょっとあれですけども、当時は、いわゆるできたばかりのところは、これから基礎固めに入るんで、なかなかそのレベルに達しない。だから、余りいい行政区の進んでいるところを例に挙げられると、うちらほ大変なんだという、そんなちょっとしたSOS的なお話もありました。

今も、もうそれから8年ぐらい経過しているんで、今後の区長会議等でそういった話をまだ、こちらから声がけして、ぜひそういった地域の自主防災組織の活動の底上げを図っていききたいなどは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） これに関して、過去の質問、私も思い出してみますと、自主防災組織ですと。過去の答弁の中で、あくまでも自主なものですからということで、行政は全くかかわらないのかということで質問しましたが、自主です、自主ですということなんですよね。

けれども、自主組織にもやはり行政がかかわって、これを教育といたら変ですけども、指導していくということは必要なんだと私は今も思っていますが、やはりそういうことをするという事は、これからも考えていないんですか。あくまでも自主防で、当然、職員の方に来ていただいて、地区で講習、防災訓練もやっていますが、その辺について、もうちょっと行政のかかわりを濃くしていただくということをお願いしたいんですが、これについてはどのように考えていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 今、議員さんおっしゃったように、自主防災組織でそういった訓練をやっています。その訓練の際には、町職員、それから消防署員が入っています。そして、

地区には防災指導員がいて、今現在、昨日の質問にあった防災士を養成しているような状況です。

町が自主防災組織から要請があれば研修会に行くことは行きますので、ただ防災訓練は町職員が全て、35回ほどことしもある予定、終わったものもありますけれども、全て職員が、ほとんど日曜日です、出ていって、消防団員と実務についていろいろお話ししてきたりということはやっている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それで、先ほどの話をもう一回確認しますが、自主防災組織の連絡協議会というものは、いまだにといたら語弊がありますか、つくられていないということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 残念ながら、済みませんけれども、今のところ連絡協議会はありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 各自治体のホームページを開くと、やはり防災会の連絡協議会というのはつくられているところが本当多いんですね。今、ここには豊田市の自主防災会連絡協議会規約というもので、ダウンロードしたんですが、やはりこの中では、隣同士がやっぱりやるということが非常に大事だなと思いますので。

これは本当、平成19年からですから、連絡協議会をつくれ、つくれと私が言ってきたのがですね。ですから、もう今平成31年ですから、平成19年に言っている、いまだにそれができていないということはどうなのかなと思うんですよ。

今後それは、そして、必ずそれを言うと、区長会のときに、区長さんが会長なので、そのときについでに話しますというような答弁もされています。これは、ついでにやるような話なのかなと思うんですが、いまだに位置づけとしては、そのついでに話す程度の組織という見方なんでしょうか。その辺について、改めてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 今回も区長会、予定しています。やはり、特に今回は、自主防災組織の代表である区長さんについては、各地区で避難呼びかけとか、声がけとか、あるいは支援とか、あと孤立者の方への対応とか、さまざまなことをやっていただきました。

それで、今回は区長会でそういったことについて、先ほども話したように、水害への検証を

行うとともに、今後の反省事項をまとめるというようなこともしていきたいと思いますので、区長会の中でお話ししていきたいとは思っています。

今回、そのお話しするときに、その連絡協議会、やはり連絡協議会を町で立ち上げるのもあれなんですけれども、やはり行政区長さんがメインですので、行政区長さんたちの意見も聞いて、区長さんたちも、じゃあつくろうという意気込みがあるのであれば、すぐにでも連絡協議会、立ち上げたいとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） だから、そういうことで行政は二の足を踏んでいるという状況なのかなと思うんですが、あくまでもやっぱり、さっき言ったように、自主だから、あなた方が、町民が自主的にやっていることでしょと、そういうふうな答え方としか私には感じられない。

この自主防災組織に参加するためには、その組織の結成の意義を聞いて、共感して、参加するというふうなことになるんだろうと思うんですよ。ですから、そういうことをやっぱり改めて、今回がよかったという、自主防災組織がそれなりに動いていたということはよかったということなので。ぜひ、やっぱり行政がもうちょっと力を入れてやってほしいと思うんですよ。

それで、自主防災組織にはリーダーが不足していると全国的に言われているようです。本町での自主防災組織、各組織のリーダーの存在というか、それについてお聞きしたいんですが、リーダーについて。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） リーダーという存在なんですけれども、いわゆる自主防災組織で防災班、各自主防災組織の中で防災部長とか、そういった方が恐らくリーダーになっているんだろうなと思いますけれども、それ以外に、いわゆる防災士、あるいは防災指導員、そういった方も防災部に属して、それぞれ活動をやっているんだろうなとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） だろうなというのがいいかどうかということなんですよ、だからね。まあ、意識の問題といえば、意識の問題です。

それで、2007年、私がこの自主防災について質問したとき、町長の答弁で、9月でしたけれども、先月28日、自主防災組織のリーダーでもある区長さん34名で東松島市に行ってきました。平成15年の北部地震でということ東松島に行って、地震やそれらの取り組み等を研修してまいりました。防災意識の向上を図るために、研修会、講習会等を開催していきたいと思っておりますという町長の答弁でした。

その後、こういったリーダーを集めて、どこか研修に行きましたとか、研修しました、そういったことは何回かあるんですか。お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 区長会の中で、例えば東日本大震災関係で岩手に行ったと、たしか記憶していますし、あと県内でも、区長会の研修旅行というものが1泊であるんですけれども、その際にも、そういった災害場所を、あるいは自主防災の活動を研修に行っているという事は聞いています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 行政がそれほどかかわっていないということから、今のような答弁になるんだろうと。聞いていますというふうなことになるんだろうと思います。

ですから、そういうことでは自主防災組織に、自主ですよ、災害が起きていますから避難だなんだやってくださいよというようなことを言っても、行政側のそういった指導とか教育とかというものがなければ、我々、一般町民としては、できれば何もしないほうがましなんだというふうな状況で、意識づけがそんなに高いと思っていないんですよ。参加する人は必ずそのうちの何%しか来ていませんから。

ですから、そういうことで、かなりこの育成に努めなければいけないだろうと思うんですよ。その辺については、やっぱりちょっと今の答弁では不満だし、それでは自主防災組織は本当に自主防災、災害弱者と言われる方の移動とか、例えば今回の町長の答弁にも、役場には300人いるけれども、そのうち80人は保育士だ、保健師だ、残りの200何ぼでやるので限界があるんだというふうに言っていますが、そのときに自主防災組織という存在は頭の中にあっただかどうかということですよ。行政には限界があるから、自主防災で町民がそれを活動しているわけですよ。けれども、話になってくると、そういうふうに、かなと思っっていますなんていう程度になるということで、それで自主防災組織にどうのこうのということなのかなと思うんですが、その辺についてどう思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、役場の職員が足りないということでございましたし、それにつきましては、災害対策本部に消防団、消防署も交えて体制を強化して、随時、区長さんを通じて地区防災組織に連絡して、各地区それぞれ温度差はありましたけれども、全ての自主防災組織で動いていただいて、結果として、誰も人的な被害がなかったと。これはやっぱり基本的な活動ができていたと思っております。それから、発災後も、30区のように、行政が何も指示しな

くても、みずからごみの片づけもやっていた地区もあるということですので。

その指導力の度合いというものはやっぱり考えていかなければならないと思いますが、やはり自分たちの地域は自分たちで守るという機運の中で、我々が完全サポートしていくと。こういう体制が必要ではないかなと。やっぱり自分たちでこう、区長さん1人でもだめなのでね、地区がかりで今回の災害を通じて、やっぱりみんなでやっていかなければいけないという機運の中で、我々と両輪になって進めていく。そのときに専門的な知識とか、ハザードマップの提供とか、それからマイ・タイムラインとか、そういう制度的なものをあわせて、行政区と行政、一体となってやっていく。そういう方向に行かないとですね。

今回感じたことは、一人一人に情報を伝達することの難しさというものを感じたところでございました。いろんな方法はありましたけれども、みずから情報をとりに来ない人たち、この人たちにどうしていくかということになりますと、ほかの自治体の検証結果を読みますと、やはり最終的には、自主防災組織、婦人防火クラブ、それから民生委員・児童委員さんの直接的な声かけ以上に電話連絡、声かけも最低限、私は自主防災組織の声かけ簿さえつくっていただけると、自主防災組織の半分以上は今後有効に活動するのではないかなと思っております。

ですから、一人一人にどうしていくかという最大の今回の反省点は、やっぱり自主防災組織のレベルを上げるための人材とか、学習とか研修、これは積極的にやっていかないと今後は対応できないと。必ず洪水は起こるという前提でものを考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ですから、そういったことをやるためにも協議会というものは必要ではないかということで、平成19年から、協議会、協議会というふうに私は言っているわけですよ。今、町長が言ったように、そういうふうに、自主ですから、行政が余りにもかかわり過ぎると、自主性、自立性がなくなるということもあるかもしれませんが、各地区で区の予算の中から、防災組織のために予算を割いて活動しているわけですね。

いつときというと語弊があるんですが、いわゆる資材、機材の整備確保ということにかなり各防災組織で、何をそろえました、かにをそろえました、来年何しますかということで、一旦そろって、しかも備蓄庫までつくって、なったけれども、その後、自主防災組織が何した、かにしたという話はあんまり聞こえてこないですね。

そういった意味で、やはりもうちょっとふだんからしないと。突然、さあと言われても、なかなかできない。

それで、中には、町に災害対策本部があるので、我々、我々というのは自主防災組織の代表

の方ですが、どこまでやればいいのかという迷いもあるんだというふうなことも発言されて、私、聞きましたけれども、この辺についてどのように感じますかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 先ほど、今、質問の中にもありましたけれども、いわゆる防災組織への機材配備ということも、町でもこれまでずっとやってきました。特に、東日本大震災以降については、発電機関係を2台にしたり、投光器を2器にしたり、あとストーブ、そういったものをやってきておりました。

自主防災のほうでそれぞれ活動していただくためには、やはりそこにいる方々の熱意も必要なんだろうなどは、ちょっと私なりには感じております。やはり、ある地区については、先ほど来、30区などは活動的になっているようですけれども、今度新たにまた10区も今回ごみの片づけを自分たちで、行政区を全部を挙げてやっているというお話も聞いています。

そういった意味で、こういった不幸な水害もありましたけれども、それらが皆さんの動機づけになって、自主防災組織もさらに活動的に充実していければなと思っていますので、町としても、そちらに積極的にはかかわっていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そうですね。それで、そのリーダーという話になると、先ほど出ていました防災士ですね。きのうも同僚議員から出ていました。50人であれば200万円用意すればというふうな話がありましたけれども、防災士資格取得までの費用合計は6万1,900円と、ここに出ているんですよ、防災士協会を出しているもので。全国的にも、もう何十万人という組織です。ただ、いまだに地区の防災組織によっては、県の主催の防災指導員から防災士もいないところがあるわけです。

その辺について、参加してくださいと当然声をかけているということは今までも聞いていますが、現実、現状、今はどうなんでしょうか。防災士やら防災指導員の各行政区への、防災組織への配置というか、その辺についてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 一行政区が、防災指導員がおらないという行政区がありますけれども、今、防災士の申し込みがあるので、指導員はいないものの、防災士の方がお一人になる見込みでなっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 自治体によっては、防災士の講習に補助金を出しているところがあるん

ですね。個人的に、地区のためにということで身銭を切って、この資格取得までの6万円を払ってくれるという人がいれば、それ大いに結構なんですけど、必ずしもそういうことになるのかということになると、町として防災士講習会、これは何人かまとまった人数がいると、どこでも講習会をやれますみたいな。今回、11月10日の耐震技術展に行ってきたら、これは防災士協会となっていて、もらってきたんです。福祉大学でもやっていますということ、防災士の下に東北福祉大学と書いてあったり、防災士やっています。

補助金についてはどのような考えを持っているかということで。する気はないのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 防災士については、令和元年度の予算で、東北福祉大で4万円で行っていただけると。先ほど、議員さんが言ったものは、いわゆる日本、中央の防災士協会から来た場合の旅費も加算されるから6万円何がしになるかと思えますけれども、東北福祉大で行っているものは4万円ということで、先ほどの、今年度の予算に50人分ということで予算措置している状況ですので。補助金というよりも、受講料をこちら町側で負担しているという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 防災士の講習会というものは、この資料によると2日間なんですよね。2日間で、それぞれ資格取得までのステップ4までということを書いてありますけれども、やはりこれについて、その働きかけというものはどうなんですか、各防災組織への、防災士の受講をしませんかという働きかけ、今、何人かいるということですが、働きかけについてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 防災士については、昨日、吉田議員からも、もう少し積極的にかかわらなくてはならないのではないかというお話もいただいていたけれども、区長さんの推薦を受けて受講していただいているというような状況ですので、その辺については区長さん方に、必ず各地区で1名を配置したいので、最低限でも1名出していただくようにということとは年度当初でお願いしていた状況です。

○議長（高橋たい子君） ちょっとお待ちください。

間もなく正午となりますけれども、このまま会議を続けますのでご了承ください。

それから、前日あたりとかぶらない再質問をよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それで、ちょっとこれは一つここで提案というか、どうでしょうかという
ことでお聞きしますが、区長さんとは携帯電話で連絡をし合ったということなんですが、こ
れについて、いわゆる衛星電話ですね、今、町では1台か2台あるんですかね。これを各組織
に置いていただいて、話をできるような状況をつくるということはいいいのではないかと思うん
ですが、どうでしょうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 衛星電話についてですが、取得費用も結構な額になります。今
回、町で1台だけ衛星電話を保有しているんですけれども、バッテリー交換ということで、バ
ッテリーだけで6万円という形で、大分その1台当たりの単価が高くなっております。

それは別として、各行政区とのやりとりについては、令和2年度にデジタル無線機を導入す
る予定ですので、そちらですと携帯電話と同じような形で、双方向でやりとりできるので、そ
れでまずはやっていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 耐震技術展で、資料ですけれども、これは電話機本体ゼロ円、登録料無
料、月額4,900円、プラス、通話料ということで、こういうことが今もうなって、これは衛星
電話です。それから、こっちのハザードトークという、これになると画像も送れますと。こう
いう衛星電話。こういうものが既に出ている。しかも今言ったように、初期まではどうかわか
らないけれども、とにかく電話機本体もゼロだし、登録料もかからないし、月掛け4,900円、
これであれば、例えば自主防災組織でも持てますよねなんていう担当者の話でしたが、これは
後で資料で差し上げますけれども。

こういったことで、やっぱり耐震技術展、先月、11月10日にあったんですが、やっぱりこう
いうものも見に行っていたかかないと、新しい情報がやっぱり入らないだろうと思うんですよ。

そういうことで、ぜひ、新しい資料を手に入れるためにも、技術展を見てくることをお勧め
いたしまして、それで訓練なんです、いわゆる自主防災組織で図上訓練、DIGというんで
すか、災害図上訓練、こういうものを行っているということはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 昨年、みちのくALERTということで、災害を、地震のほうなん
ですが、それを想定したもので昨年実施してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それはどのくらいの組織で、全部の組織でやっているんですかということですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 町の災害対策本部が基本でございまして、こちら自衛隊で5年に一遍のみちのくALERTというような形で、主催が自衛隊になるんですが、そちらを昨年、柴田町では初めて訓練として用いたものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それで、次に避難所運営についてなんですが、これは、避難所運営マニュアルというものは、各防災組織で自主的につくっているという組織はあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 先ほども触れましたけれども、地区防災計画の中で、避難所についても明記されているようになっています。

今回も、東日本大震災では22カ所ですか、集会所を避難所として開設して、運営していたということがありました。今回は、水害のせいもあるかどうか、やはり1階だということで、5カ所で避難所を開設していましたという報告を受けています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 今回、そのやったというのではなくて、そういったマニュアルを所持している、自分たちでつくっているというか、まあ統一したものになるんだろうと思うんですが、それは地区で持っているかどうかということです。行政が持っている運営マニュアルではなくて、まあ統一したものにはなるのかなと思うんですけれども。

というのは、先ほど婦人防火クラブということが出てきましたけれども、婦人防火クラブで炊き出しをやりました。いわゆる3.11のときの経験なんですが、船岡生涯学習センターに持っていったら、うちの区だけなんですよね、持っていたのがみたいな話で。すると、そこにはもう区を関係なく避難してきている。それで、うちの区の人たちだけですよというのも何か言いにくいし、やれないんですよというふうな話だった。当然そうなるんですよ。

ただ、避難所というものは、ひとしく避難してきているわけかどうかということも別にしても、避難してきている人だから、そういったことに対して運営マニュアルとか連絡協議会があれば、私も今、区長さんに言っていますが、であるのであれば、この区の中の組織だけでも協定して、こういうふうに行って、避難して、食料が要るようになれば、お互いがこういうふう

な形でひとしく避難所へ食料を出そうかというような、炊き出しをしようかとかということも考えてもいいのではないかというふうに私、ちょっと言っているんですが。そういった意味で、その避難所運営マニュアルがどうなのかということなんですよね。

やっぱり、区によってというか、行政区によっては当然おくれでも後からするということがあるんだけど、一度に来ないものですから、私のところ来ないでというと、いや、うちの区だけですみたいなことになるという状況、現実にあるわけですよね。

ですから、そういった意味で、いわゆる自主避難所に対して、今回の食料というものは、あくまでも自主なのでということで、それは皆持ってきてくださいということだったけれども、現実には持ってきていない人が結構いたと。そういったときの、そういった取り決めというものをやっぱりするべきではないかなと思ってはどうですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 私たち、地区防災訓練に日曜日、各、三十五、六の行政区を行っているんですけれども、全て婦人防火クラブで炊き出し訓練がやはり行われております。そういった意味では、ほとんどの行政区では、そういった炊き出しも災害時に対応できるというような体制はできていると思います。

ただ、それを避難所に持っていくまでの、今、いわゆる優先避難所とか、町の避難所に来た場合の話なんですけれども、それを提供する、しないという部分については、これはやはり行政区で判断されたものだろうなどは感じております。

ただ、地区防災計画、11地区あるんですけれども、いわゆる発災前の、今回の場合は、被害が来る前からどういった行動をしたらいいかということの行動が地区防災計画としてできているはずですので、そういった炊き出しについてもどういうふうにするのかということで、それぞれ各地区で、今のところ11行政区しか地区計画をつくっているところがないんですけれども、そういったところではきちんと定められているようです。

ただ今後、先ほど言ったように、それ以外の地区につくるように、町でも積極的にかかわっていきたいなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） やはりお互い困っているということで避難してきているということなので、いや、これはうちの区の人だけですよというの、やっぱり持っていった人も、えらい心臓に悪かったみたいな話になってくるわけですよね。ただ当然、避難して、夜だからといっても、今回は停電までなかったから、まだよかったんですけれどもね。これに停電が加わってきてし

まえば、まさにどうするのという話になるわけですから。

それは、各組織で発電機までは持っているんですが、今回のようなあの風雨の中、実際、避難所に送っていったけれども、あの風の中、大変でしたというような話になってくるわけですから。

実際、きのうも町長が、3.11があるもので、この前のことがあったので、ちょっとおくれたのかなんとかと。いわゆる災害は、同じ災害が2回あるなんていうことは絶対あるわけじゃないんですけれども、そういったようなことで、やはりその辺もちゃんとしていくべきではないかなと思うんですよね。

そういったことから、ハザードマップも出すということですが、ハザードマップについてちょっとお聞きしますが、あれはいわゆる、ここに行く安全ですよ。この地区に行ったら安全ですよといったものなんですかということで、改めてその見方についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） ハザードマップについては、先ほどの町長答弁でも言ったとおり、いわゆる河川の氾濫があった場合のハザードマップと、いわゆる外水氾濫のハザードマップですね、こちらについてはそれぞれ色塗りで分かれておまして、今回、防災マップに掲載するんですけれども、水深が4段階に分かれております。50センチ未満、あるいは50センチから3メートル、それから3メートルから5メートル、5メートル以上ということになっています。ですから、その色塗りのされていない地区については、1000年に1回の、いわゆる河川を管理する国なり県で出した、安全な地域となります。

ただ今回のように、いわゆる内水があったときに、外水が氾濫して内水もというのと、さらにその内水の水位が急激に上がると思います。ですから、上から、山手から来る水も相当な量になると思うので、氾濫した場合には当然、内水のほうの水も影響がやはり懸念されるので、全く安全かというようなことではないだろうなどは、私のほうでは感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） いわゆるハザードマップは危険をよけるということというふうな形に見るといえると思います。これを見て、ここには当然、避難所も書いてあるので、それは安全ということですが、ハザードマップについては、ちょっと今回、資料をいろいろ見ていたら、ハザードマップはあくまでも地域のリスクの目安に過ぎないんだよということなんですけど、この辺について、いわゆる、今度、配布しながら町民説明をするということですが、ハザードマッ

プの見方について、そして、これをつくった意義とかということ、そこから、リスクの目安に過ぎないんだよというような説明をするかどうかですけれどもね。もうみんな、これを見ていたら、ここに行く安全なんだ、ここは危ないんだと当然わかるだけではなくて、その辺についての見方もやっぱり講習のときにやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 当然それは必要なことで、そういったことも含めて説明をしていきたいと思っております。

今回、防災マップの中にハザードマップが入っているんですけども、防災マップをつくる際には、防災士からも、私たちのほうでも逆に指導をいただいております。作成する業者のほうですね。そういったことも含めて、説明会に臨むに至っても、そういった防災士の意見を聞きながら対応していきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 補足ということで。町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱり基本は、これから、今回の災害を受けて、住民の皆さんに伝えなければならないことが、やっぱり自分の身は自分で守ると。この徹底以外にはないと思っております。

昔は、議員の地元は、もう洪水になるということがわかっていたものですから、自分の家に舟をきちっと用意していた時代がございました。今ではあるかどうかわかりません。残念ながら使えないということです。

ハザードマップも、できたから、もちろん浸水区はあるんですが、それは自分で活用しないと意義がないと思っております。

ですから、ハザードマップができれば、やっぱり自分の住んでいるリスクですね、どこに水がたまって、全部、海のようになりますから、逃げるにしても逃げ切れないということです。

今回の一番の、一気に短時間で降った問題は、自動車で逃げようとした方が結局5人も途中で亡くなっているという、新たな考えがありますので、この逃げるというのが、これまでは自動車で逃げればよいという考え、これも実は改めていかなければならないということがございます。

ですから、私は今後の自主防災組織、住民の方には、やっぱりそのエリアの河川の歴史、水害の歴史から始まらないといけないと思っております。なぜ下名生地区が水が上がるか。そして、どういう過去に先人たちが、そのために施設整備を何年もかけてやってきたか。なぜ、それが、お金関係なくやれと言う方もいらっしゃるんですけども、それはできないんです、正直。

格好いいことは言えますけれども、現実に予算というものは限られておりますのでね。そういう歴史もやらなければならないということ。

それから、今回の東船迫のように、水の流れの途中から切りかわるということ。それから団地の中に、もしも私の丈ぐらいの排水管が入っているなんていうことは、ほとんどの方は知らないのではないかなと思っております。

そういう現実的な、町の水の流れ、そういうものをお知らせした上で、じゃあ自分たち、どうしていくかということをしないと、形だけつくっても、防災士を養成しました。ごめんなさいね、連絡会を協議、それは必要なんですが、それが全てではないと。あくまでも、みんな一人一人、リスクに対して勉強すると。身を守る。それがやっぱり、遠回りであっても大切なことではないかなと思っております。

何回も言いますが、今回、私の反省点としては、個々人の情報を、指揮系統をはっきりさせた上で、行政区長、婦人防火クラブ、自主防災組織のリーダー、民生委員、ここに、私が直接指示できる仕組みを今後できないものかどうか。あくまでも、これらは自主的な活動でございます。町長の指揮権がありません。

でも、いろいろ話し合っ、これからは一人一人の声がけは役場ではできませんので、まして避難所にうちの職員が行って全員運ぶと。これは難しいのでね。それはやっぱりこういう方々のご協力を得る。声がけ網をつくっていければなと思っております。そのときには申しわけない、上から目線になるかもしれないけれども、災害対策本部で決まった案件については、このトップの方々に指示を出しますのでということを前もって了解をもらって、一人一人になるべく伝わる。これが、いろんな機材を導入して、衛星電話とかありますけれども、それも結局、部分的ではありませんので、最後は声がけかなと思っております。

そういうところに力を入れていくということが大きな、今回の反省点でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 確かに、車で逃げるということがやっぱりどうしてもなる。今回も私、役場に12日の夜に来て、その後、船中の体育館に行きました。もうとめるところもないくらいに、船中の正門前に、道路に車はぎっしりとまっています。中に入れられないということで。ただ、体育館に行けば、そんなに人は、まあ広いからいなかったの。ただ、えらい寒そうでしたね、みんな毛布をかけていましたけれども。

ですから、駐車場の完備といっても、車で逃げる、ただ、あの雨の中、じゃあ一家でみんなの分のかっぱはあるのかといたら、そんなかっぱを用意している家は多分ないと思うので、

どうしても車ということになるんだと思いますけれどもね。

それから、今出ました舟については、町長、資源確認、うちの舟ありますので。しばらくそのまま、投げられたというと語弊があるんですけども、置きっ放しで、それに案内板、こういってこの舟がありましたという案内を立ててくれといっていることなので、多分立ててあると思いますので見てきてください。あれは、江尻の橋がかかるときも活用された舟なので。うちでおやじが寄附しましたのでね。どうぞ見ていただければと思います。

それでは、防災組織が動いたと。そして、どこまで動けばいいのかなというふうな感想というか、出ましたけれども、自主防災組織活動中、万が一の場合ということになると、これについての補償というものはどうなるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 行政側としての補償というものは、今のところはございません。町としてはないんです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ないという、以前の質問ではたしか、訓練のときにおける保険というものはありますと。町も入っていますということがありましたよね。

それと同じように、やっぱり、やってくださいと言いながら、万が一になったときに、じゃあ誰がという。消防団、警察官、自衛官というものはまた別ですけども、任意の一般町民がやっている団体でも、一所懸命になった余りにということは当然考えられるわけですよ。そのときの補償についても、やっぱりしっかりした形をとっていかないといけないのではないかなど。

それについては、やっぱり公民館活動の行事災害補償保険制度というものをやっている。これは倉吉市の例なんです、これがあります。各自治公民館の会則や規約等に自主防災組織の活動が規定されているかどうかを確認しながら、これがなるのではないかなということになっているんですが、そういった情報、条件を整えよということですが、この保険制度が利用できる場合がありますといったことが載っています。

ですから、これについても、当然、危険な状況になって、しかもパニックしている状況の中での話なので、これをぜひこれから検討していただいて、安心して活動してくださいと。補償はありますよみたいなことをやるということでもいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 町として保険をかけているものは、総合防災訓練とか実施の際には、そのエリアの住民の方の人数で保険はかけていますけれども、いわゆる自主防災組織の日ごろの活動に関しては、かけていないというのが実情で、ただ行政区長によってはボランティア保険とか、そういったものに加入されているということは聞いています。

今後、保険について、その辺も自主防災の会長である区長さんたちと今後お話ししていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） これについてはぜひ話していただきたいと思います。

災害対策基本法の第5条には、市町村はということで、地域にかかわる防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有するとあります。そして、第5条の第2項には、市町村長は、隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織等の充実を図り、その全ての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。住民は、それに自発的な参加をするとなっています。

これに関して、今、自主防災組織に対して、こういうことでしっかりやっていると感じられているかどうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 町がコミュニティ関係で助成している制度として、地域づくり補助金制度がございます。この中で、行政区で必要と認められれば、保険等にも充てられることができますので、そちらで見ることができると思います。

○議長（高橋たい子君） ちょっと今、質問の内容と違う答弁ございましたけれども、もう一度、済みません、質問を。

○17番（水戸義裕君） 要は、災害対策基本法にのっとって、自主防災組織なり、住民の安心・安全のために町がやっていますかというふうに、自分たちで評価してどうですかということです、わかりやすく言えば。

○議長（高橋たい子君） 総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 失礼しました。保険のお話かなと思ったので。

いわゆる防災基本法の第5条についてなんですけれども、町でも、私たちは町として積極的にかかわっているというつもりです。ただ、他市町なりそういったところに比べれば、ちょっとまだまだかなという部分も確かにございます。

今後も、さらに充実したものに組み込んでいきたいなどはと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○17番（水戸義裕君） この自主防災組織は、実は災害だけではなくて、国民保護法というものにも関係してくるんですね。国民保護法の第4条の第3項に、自主防災組織は必要な支援を行うよう努めなければならないと書いてある。災害だけではないんですよ。自主防災組織は国民保護法も関連しているということで、この辺も含めながら、ぜひ町の自主的な活動を町で大いにかかわっていただいて、最後にあるように、市町村長はとありますので、町長の頭いかんで、できるかできないかですので、ひとつ今後もよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて17番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時25分再開いたします。

午後0時25分 休 憩

午後1時25分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。3点質問いたします。

1、読書バリアフリー法施行後の取り組みは。

令和元年は、読書に困難を抱える人々にとって読書環境の整備に大きく寄与する年となりました。マラケシュ条約批准を機に「著作権法の一部を改正する法律」が1月1日施行、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が6月28日に公布、施行されました。法施行により、視覚障害者等が本を「買う自由」や「借りる権利」が大きく向上すると期待されています。

法律の内容をどのように受け止めているのか。また、法施行により、柴田町における読書バリアフリーを、今後どのように進めていくのか伺います。

- 1) 法の目的は。
- 2) 「視覚障害者等」となっているが、「等」がついている意味は。
- 3) 基本理念は。
- 4) 国や地方公共団体の責務は。

5) 法施行後、町図書館や、子ども読書活動推進会議、福祉課等で、法の内容を理解するための研修を行っているか。

6) 第8条に「地方公共団体は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とある。計画策定時に住民の協力を得られるよう、早い段階で読書に困難を抱えている当事者や関係者へ、法の内容説明を行うことを提案する。

7) 多くの住民の理解を得るために、法の基本理念や基本的施策について、ホームページや広報しばたに掲載することを提案する。

2、公共施設電力調達的一般競争入札の準備を。

令和元年度9月会議における私の一般質問「公共施設で使用する電力調達は一般競争入札の実施を」に対する答弁は「20施設を最初に考えていきたい」、一般競争入札の時期については「来年4月以降に行いたい」とのことでした。その後、どのような検討がなされ、どのように進めていく考えなのか伺います。

1) 一般競争入札を実施するには、どのような問題点があるのか。

2) 現状の使用量を明らかにするには、施設ごとの詳細なデータが必要となるが、どのような方法で調査するのか。

3) 小中学校での冷房使用による電力使用量増加の予測は、どのような方法で行うのか。

4) 施設ごとのデータ調査には、かなりの手が必要なことから民間委託を考えるべきでは。

5) さまざまな問題を考慮すると、一般競争入札実施の時期はいつになるのか。

3、台風19号の被害状況の情報共有を。

10月の台風19号は、柴田町内にも甚大な被害をもたらしました。専門家が、今後、台風はさらに大型化すると語っていることから、今回の水害から学び未来へ備えることが大切だと考えます。自然災害は行政の力だけでは到底対応できません。住民の知恵と協力をいかに引き出すかが今後の課題です。協力を得るためには、情報の共有と十分な話し合いのもとに合意形成を図る必要があります。時間はかかっても丁寧な行政運営に努めることが、住民の信頼を得ることにつながるのではないのでしょうか。

台風19号に対する町の対応と、今後の取り組みについて伺います。

1) 台風19号の被害状況の分析と、住民との情報共有について。

①なぜ、多数の床上・床下浸水が起きたのか。地域ごとに水の流れを分析し、地域ごとに懇談会を開催し説明すべきでは。参加した住民から聞き取り調査を行うことも大切では。

②11月11日開催の議員全員協議会に提出の「台風19号における災害等への対応状況等について」には、東船迫地区からの意見や疑問点が多数掲載されている。古河水門の開閉操作や仮設ポンプの状況について、町は詳しく説明すべきでは。

③船岡五間堀排水機場、三名生排水機場の経過についても説明すべきでは。早い段階で事実を伝えることが大切なのは。

④町内各地でどのような被害があったのか、知らない住民も多かったことから、広報しばた11月号の写真による説明は、かなり説得力があった。今後も特集を組むなど、被害の実情を伝えるべきでは。また、住民へ写真の提供を求め、ホームページで公開してはどうか。

⑤角田市では11月14日現在の「令和元年台風19号に係る被害状況等について」を、ホームページに掲載している。30ページに及ぶもので、被害状況や対応について記載されている。今後、参考にすべきでは。また、角田市災害対策本部発行の「角田市からのお知らせ」も「柴田町よりわかりやすい」との声もあることから、住民への周知の仕方も検討が必要では。

2) 水害を防ぐための今後の取り組みについて。

①白石川の河道掘削を検討すべきでは。

②国や県に対し、東船迫地区への排水機場の設置を要望していくのか。

③古河水門に至るまでの船迫地区の排水路を回って歩いたが、土砂で排水路が狭くなっているところが多い。堆積物のしゅんせつを行うべきでは。

④古河水門の排水口付近には倒木やごみ、土砂がたまり、かなり狭くなっていることから、撤去やしゅんせつを行うべきでは。

3) 災害時の記録の保存と一般公開を。

①『8・5豪雨(台風10号)災害記録』(昭和62年3月発行)を読んだ。冊子として記録を残したことを評価したい。しかし、今後の対策に生かすには、さらに詳しい資料が必要となる。8・5の記録をどのように保存しているのか。

②『柴田町史資料第六集自然災害・典型としての水害』(昭和57年3月発行)では、明治43年の水害、大正2年の水害を取り上げ、被害の状況と水害が何をもたらしたのか、炊き出し救助や小屋がけ救助、窮民救済について詳しく説明している。柴田町史編さん委員会の編集発行であるが「はじめに」の中に次のような文章がある。『わたしたちが意図したことは水害というものによって「自然災害としての典型」をうかびあがらせることであつた。しかしこのことは、自然との関係から水害を捉えるということだけを意味するのではない。むしろ、自然災害としての水害も、歴史的・社会的なわくのなかで発生し、意味づけられるのだという事実を明

瞭にしたかったのである。』先人が投げかけたこの言葉を、私たちは立ち止まって考えるべきではないか。

③『柴田町災害史表（柴田町史等による）』は、一般公開されていない。684年～2011年までの記載となっているが、災害が起きたら追加し、一般公開すべきでは。

④以上の他に、災害の記録はあるのか。

⑤今後、災害時の記録を作成・保存し、一般公開することを提案する。

4) 障がいのある方のための避難所の開設を。

今回設置した各避難所では、障がいのある方の受け入れも行ったと聞いている。しかし、他人に迷惑をかけるのを心配し、床上浸水の危険があるにもかかわらず、避難所へ行かなかった方もいることから、障がいのある方が安心して気兼ねなく利用できる避難所を設置することを提案する。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱3点ございました。

まずは、読書バリアフリー法の関係で7点、随時お答えいたします。

まず、法の目的。視聴覚障がい者等の読書環境の整備を総合かつ計画的に推進すること。障がいの有無にかかわらず、全ての国民がひとしく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としております。

2点目、この「障害者等」の「等」ですが、この法律において、「視聴覚障害者等」とは、視覚障がい者のほか、発達障がい、肢体不自由、その他の障がいにより、雑誌、新聞、その他の刊行物などの書籍について、視覚による表現の認識が困難なものを指しています。

3点目、基本理念でございます。1つは、視覚障がい者等が利用しやすい電子図書等が、視覚障がい者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き視覚障がい者等が利用しやすい書籍が提供されること。2つ目は、視覚障がい者等が利用しやすい書籍及び視覚障がい者等が利用しやすい電子図書等の量的拡充、質の向上が図られること。3つ目は、視覚障がい者等の障がいの種類及び程度に応じた配慮がなされることとしております。

国や地方公共団体の責務でございます。国は、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し実施する責務を有する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、

地域の実情を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し実施する責務を有するとしております。

5点目、読書バリアフリー法施行後のことし8月に、宮城県生涯学習課から、今後の読書環境整備、充実に向けた施策の策定、実施のための観点で調査がありました。これは、国で基本計画を策定するため、地方公共団体が支援に必要とする機器や資料及び図書館の現状について聞かれたものです。

法の内容理解のための研修については、国の基本計画の公表後に、どのように進めるか、国、県の動向にあわせて検討してまいります。

6点目、前問でもお答えしたとおり、文部科学省において第1回協議が11月19日に開催され、11月28日、29日の両日に第2回、第3回の協議会が開催されました。協議内容も公表されていないことから、基本計画策定の進捗状況がわからない状況です。

今後、国の基本計画を勘案して、町の整備計画を定める場合には、読書に困難を抱える当事者や関係者の意見が反映されるよう、必要な措置を講じてまいります。

7点目、国が制定した一つ一つの法律を町ホームページに掲載することは現在実施しておりません。今後、国の基本計画の策定状況から、町が読書環境の整備の推進に関する計画を定める必要があると判断した場合において、掲載等を検討します。

第2点目、電力の一般競争入札関係で5点ほどございました。

1点目、一般競争入札は、公告された参加資格を有する者であれば誰でも入札参加できるものであり、参加の範囲が広く、競争性が高まるというメリットがあります。一方で、資格要件を満たしていれば入札に参加できるため、能力の劣る業者や不誠実な業者の参加を排除することが困難であるというデメリットがあります。

電力の調達に関する問題点もしくは課題としては、1点目として、平成28年4月に電力の小売は完全自由化されましたが、顧客に電力を供給するために必要な送配電設備は従来の電力事業者のままであることから、現在も電力の自由化は完了しておりません。令和2年4月に、電力の配送電部門が分離され、電力業界の制度に変更があることから、その動向を注視する必要があること。2点目として、それぞれ異なる販売メニューを持っている電力小売業者が参加する一般競争入札において、共通した仕様書、予定価格を作成するためのノウハウを持っていないため、現在、情報収集に努めておること。3点目として、電力の安定的な供給はもとより、環境への配慮や地域経済社会への貢献、社会的信用など、価格以外の面でも評価すべきであると考え、総合評価やプロポーザルなど、一般競争入札以外の手法も検討が必要であること等が

考えられます。

2点目。2点目と4点目は関連しますので、一括でお答えいたします。

現在は、検針後に電力会社から送られる料金明細書で毎月の電力使用量を把握しているのが現状です。ある事業者の省エネへの対応サービスに、電気の見える化というものがございます。電力の使用状況をモニターに表示し、目標設定値を超えそうな場合に警告を出すことで、使用者に省エネルギーの意義づけを行うものです。このシステムは、リアルタイムでの表示だけではなく、使用状況の閲覧も可能なことから、データの取得に有効と考えられますので、導入を検討していきたいと考えております。

3点目、小中学校の冷房使用による電力使用量。これは前回は答えたように思うんですが、現在、国の冷房設備対応臨時特例交付金を受けて、町内小中学校の普通教室、特別教室へのエアコン設置を進めているところでございます。エアコン導入後の電力使用量増加の予測については、平成30年度小中学校空調設備整備事業実施設計業務委託において、エアコン導入後の年間電力使用量を概算で算出しております。電力使用量は、その年の気温や湿度等によりエアコンの稼働率も変動することから未知数などありますが、一定の条件のもとに算出し、増加の予測はしております。試算内容は、エアコンの使用時間を1日7時間、月間稼働日数を20日間、稼働月を6月から9月までとして、夏休みを除き3カ月間稼働したと仮定し、年間電力使用量については約126万3,000キロワット、うちエアコン分は41万7,000キロワットで、電気使用量は平成30年度と比較して約1.5倍になると見込んでおります。

5点目、一般競争入札の時期でございます。令和元年9月会議の担当課長の答弁で、令和2年度に一般競争入札を実施したいとしておりましたが、その後、検討を重ねた結果、令和2年4月の送配電部門分離という電力業界の制度改革の動向を見きわめなければならないこと、他自治体の実施事例が少ないこと、価格以外の面も分析しなければならないこと、デマンド値のデータを分析するにしても、複数年のデータを収集しなければならないこと。さらに今回、町が昨年から要請していたエアコン導入の際の料金の低廉化に対し前向きな回答が得られたことから、契約の再更新を行っております。

そのため、一般競争入札を含めた電力の契約方法の見直しについては、今後3年後をめどに実施したいと考えております。

台風19号関係でございます。大分ありましたが、前の議員さんと大分同じことの繰り返しになりますので、概略だけお話をさせていただきます。

まず、1点目から3点目は関連するので、一括してお答えします。

今回の水害は、12日午後8時から13日午後11時までの間に、1時間当たり30ミリを超える雨量が6時間連続して降り、特に午後9時から11時までにかけては時間雨量が50ミリを超え、7時間に降ったトータル雨量は273ミリとなり、これは例年の10月に降る雨の量の2カ月相当分に匹敵するなど、これまでに経験したことのない猛烈な豪雨に見舞われたことが主な要因と考
えております。

水の流れとしては、短時間で記録的な降水量によって、阿武隈川や白石川等の外水や内水の水位が一気に上昇し、排水ポンプが稼働したにもかかわらず、その能力を超え、中小河川や排水路等が越水を起こし、水害をもたらしたものでございます。一部で吹聴されている人災では
ございません。

今回の水害の対応状況については、広報しばた11月号、12月号で特集を組んでおりますので、
ぜひお読みください。

今後、防災マップが完成し、全戸配布した後で住民懇談会を開催し、古河水門の開閉操作や
仮設ポンプの稼働状況、船岡五間堀排水機場や三名生排水機場の運転状況を改めて説明してま
いります。

なお、東船迫地区からの意見や疑問点が多かったのは、東船迫地区の冠水は、さくら船岡大
橋ができたからといった誤った情報や、一部の町民の思い込みによる情報、さらに職員の昼夜
にわたる水害対応に向けた努力を台なしにするような内容が一部書かれていたチラシが配布さ
れたことから、町民に誤った情報が広がる前に、議員の皆さんに正しい情報をお伝えしよう
と思ったからでございます。

4点目、台風19号に対する町の対応、雨量の推移、河川の状況、避難所開設状況及び町内各
地にもたらした災害の状況を広報しばた11月号に掲載しました。今月、12月号においても、災
害対応状況について詳しく掲載するとともに、災害時に住民の皆さんがとるべき行動や避難情
報、災害情報の入手手段等について掲載しております。広報しばたは町ホームページに保存さ
れていますので、いつでも今回の台風19号による被害を振り返ることができます。

住民からの写真の提供でございますが、インターネット上に写真を掲載するに当たり、肖像
権が適切に処理されていないものや、地権者等に迷惑がかかるおそれがあるものは公開するこ
とができません。写真提供者から写真の使用承諾を受けたとしても、写された方の肖像権が適
切に処理されているとは限りません。ご提案いただいた写真の提供を求めホームページに公開
することにつきましては、十分な検討が必要と考えております。

5点目、今回の台風19号の情報発信については、各同僚議員からさまざまな意見をいただい

ておりますので、角田市はもとより、他自治体の情報発信の仕方を参考にして、住民にもわかりやすく情報発信に努めてまいります。

なお、柴田町においては、り災証明を発行する際、被災者に対する支援メニューについて、わかりやすいチラシを同封し、情報提供に努めているところでございます。

2点目、水害を防ぐための今後の取り組みということでございます。白石川の河道掘削の検討ということですが、白内議員のご承知のとおり、白石川については宮城県が管理しています。今回、白石川の河道掘削について、議会においてご質問があった旨を宮城県にお伝えしてまいります。

2点目、排水機場の整備、これももう答えておりますので、町としては重要と位置づけ、船迫排水区と東船迫排水区を一体的に捉えて、雨水対策としてポンプの整備を要望してまいります。

それから、しゅんせつでございます。これも既にお答えしております。槻木旧用水路については、江刈りや江払いなど、柴田町土地改良区に管理を委託しております。特に、土砂の堆積が多い国道4号バイパスから下流では、通常の江払いとは別に、定期的なしゅんせつも必要となりますが、近年は実施しておりませんでした。

平間奈緒美議員や秋本議員にも既にお答えしましたが、今回の大雨での土砂等を含め、早急にしゅんせつを行うべく、柴田土地改良区とも協議してまいります。

これも、4点目も平間奈緒美議員にお答えしましたが、宮城県に古河水門の吐き口部付近については2月にやるという回答をいただいております。

3点目は、記録の関係でございます。平成61年8月5日、豪雨の災害記録については、ご質問のように、冊子として記録しておりますが、当時の被害記録を後世に残すためには十分かと思っております。昭和61年以降、本町では、東船迫、槻木駅西、船岡新栄、剣崎、槻木生月地区など、各地区で土地区画整理事業による宅地開発を初め、町民による宅地のミニ開発が進み、また槻木大橋やさくら大橋などの公共事業等による開発で、町内の町並み形成は大きく変化していること、また水害対策の備えで、排水機場の整備を、三名生、五間堀、四日市場と順に進め、平成7年から順次供用開始をしております。

しかし、地球温暖化による想定を超える雨の降り方など、その後の状況の変化が大きく、8・5豪雨の詳細な情報は参考にするものの、そのときの経験にこだわった先入観によって、逆に対応を誤りかねないほど大きく自然災害の発生状況が変わっておりますので、ご理解いただきます。

それから2点目、柴田町史資料の、先人が投げかけた言葉についてでございます。私たちは、経済的な豊かさや生活の便利さを求め、自然に働きかけ、その恩恵を受けてきました。しかし、行き過ぎた開発や効率化による経済成長一辺倒の取り組みが、地球温暖化や、森林や里山の荒廃、生態系の破壊を招き、また無理な宅地開発等によって、今、自然からの脅威にさらされ、流域型の洪水や崖崩れ等によって生命や財産を失う局面に遭遇していると言えます。

一方で、町制施行50周年記念史「きらめく川面、出会いの場所から」を発行するに当たっては、私と町民4人が「柴田人、川との暮らしを語る」と題した座談会で、阿武隈川や白石川、五間堀を取り上げ、川が人々に多くの恵みをもたらしたことや、連線として重ねられてきた河川改修の歴史や川との共存への思いなどを語りました。

このように、改めて自然のとうとさに思いを抱きながらも、自然の脅威や災害に対する先人たちが残してくれた教訓や知恵に学び、今後さらに防災や減災に対する意識の向上や危機対応能力の向上、地域防災力の向上に努めていかなければならないと思っていますところでございます。

3から5までは関連がありますので、一括でお答えいたします。

本町職員OBが作成した柴田町災害史表は、後世の土木災害における職員への参考資料として柴田町ポータルサイトに掲載し、職員がいつでも閲覧できるようになっております。しかし、記録された項目について、史実を検証していないため、参考資料として使っていただくことは差し支えありません。災害史表の一般公開については、柴田町史（通史篇2）が平成4年3月に発刊したものが最後となっておりますので、今後、続編の編さんの際には、その後の災害の歴史についても加えていきたいと思っております。

なお、2011年以降の災害情報については、災害当時の資料をファイリングで保管し、さらに時系列的に災害発生データを管理しております。

4点目、障がいのある方への避難所の開設です。台風の接近に伴う発災前や発災当時において、職員は限られた人数の中で、気象情報の収集分析、災害への事前対応、住民からの問い合わせ、また、発災後の人命救助や復旧対応などの業務に忙殺されることや、避難所の数も限られることから、発災直後において、障がいのある方が安心して気兼ねなく利用できる避難所を開設することは、施設面からも、人的な面からも現状では困難と思われれます。

発災時や発災直後における避難所運営において、避難者同士での助け合いや支え合うといった雰囲気をつくり上げて対応していただくことが大切だと思っております。

大規模な災害が発生し、避難所生活が長くなる場合においては、障がいのある方にとっても、

順次、快適な避難所生活を送れるよう、その質を高めてまいりたいと思います。

以上でございます。

3点目、発展後の記録をどう保存していくかということ、
「昭和61年」8月の豪雨を、
「平成61年」と言った……失礼しました、訂正をいたします。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 読書バリアフリー法施行後の取り組みについてです。現在、柴田町では、自力で本を読むことが困難な方に対し、どのような支援を行っていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 今の、例えば大活字本ですか、そういったものを用意して読んでもらうような、これは弱視系の方だと思うんですけども、それから対面朗読ということで、最近ちょっと試行的に行っておりますけれども、月に2回程度実施しているということで、これにつきましては、なかなか利用する方というものは少ないわけなんですけれども、今後は利用が多くなれば、こちらの可能な範囲で対応していきたいというような形で考えております。

それから、施設、設備という意味では、拡大読書器が1台ございます。それから、施設の整備という点では、細かいことを言えば、エレベーターであったりとか、多目的トイレであったりとか、その他いろいろ施設がありますし、今回、車椅子であったりとか、ゆずりあい駐車場であったりとかということで整備されたことも、その一環かなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 読むのに困難な方の中でも、今のだと、まずは視覚障がい者対応だと思うんですけども、知的障がいや発達障がいのために一般的な表現だけでは内容の理解が難しい方などを対象とした、優しく読みやすい本、LLブックがあります。また、目で読むことがつらい、難しい方にはオーディオブックがあります。町図書館や学校図書館にも置くべきではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そういったことにつきましては、確かにそういった対応ができるほうがもちろんよろしいんですが、どのような需要があるのか、どういった方々が利用するのかということも含めながら検討をしていきたいと思っておりますし、例えばこちらに備えつけられていない、そういったものは恐らく高価なんでしょうけれども、備えつけられていないものにつきましては、県内の図書館も貸借が可能なサービスがございますので、そういったところで補完し合いながら進めていきたいと思っております。

なお、新しい図書館もこれから建設されていくということもありますので、そういったことは必須な考え方かなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今すぐできることで、学校図書館へのLLブックやオーディオブックの配置ということも必要なことかと思うんですね。でも、そのためにはきちんとした研修を受けないと、どういうものが必要なのかわからないと思うんです。

相模原市立図書館では、読書バリアフリー法が施行された直後に学習会を開催したそうです。専門家から法律の解説と、当事者の方から、今までの図書館の活用と今後期待されることの話や、図書館職員からのサービス事例紹介の後に、当事者の方を交えてトークセッションを行ったことで、法律がぐっと身近に感じる事ができたとのことでした。

ですから、やはり学習会の開催ということをまず最初に行えば、まずは、国の計画ができなくても、すぐに取り組めることはあるのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） できることはやってきたいなとは思いますが。

それから、国の今の計画であったりとかというものがこれから、今、協議中でありまして、具体的な施策であったりとか、どういった対応をしていけばいいのかということが恐らく詳細に書かれてくるんだろうと。県でも、それに基づいて計画を立てられるということになってくるかと思っておりますので、そういったものもこちらで踏まえてやっていくことも、後には大変効果的なやり方にはなるのではないかなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 読書は、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識や知恵の継承と、豊かな人間性を養い育てるために不可欠な活動です。また、知的で心豊かな人生を送る上で欠かせないものでもあります。読書に困難を抱えている人にも、読書の自由は当然保障されるべきだと考えます。何もなければ自由は保障されません。町としてできるところから、国の計画、県の計画を待つまでもなく、できるところから取り組むべきではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 今、白内議員おっしゃるように、できることからやっていこうという形で進めたいとは思っています。

先ほど私が申し上げたことは、より効果的に進めていくという点では、そういったものも踏まえて進めていったほうがいいのではないかということの後々の話ということになるかと思

います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 続いて、公共施設電力調達的一般競争入札の件です。答弁では、今後3年後をめどに実施したいと、電力の契約方法の見直しについてはということだったんですが、そうしますと来年度はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今のところは、電力の使用量のほうの節減策を考えていきたいなど思っております。それで、見える化ということで、ある業者からちょっと提案をいただいているんですが、電力の使用量を30分刻みで見えるというか、把握できるというものがございまして、それで管理していくという方法も電力の省力化につなげるものと考えておりますので、そういったものを検討していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この電力の価格を下げるということからは、どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 電力業界が来年、2020年に、先ほどの町長答弁にもございましたが、送配電の分離、あともう2つほど、ちょっと大きな動きがございます。大手電力の総括原価方式の撤廃ということで、今までは原価にある程度の利潤を足して電気料金を決めていたものを、それを撤廃するという、電力業界が大きく変わります。それと、もう一つは、これまで固定価格買い取り制度ということで、いろいろ再生エネルギーとかそういったものについては固定買い取り制度で激変緩和措置ということで保証されておりましたが、その価格についても、買い取る側の価格が、今の計算上ですと、1キロワットアワー当たり6円ほど上がるようになるのではないかとこともございます。

ですから、そういうこともいろいろ考えていきますと、やはりここ二、三年は価格の動向がどうなっていくか読めないということで、今のところは、今の電気料金で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柴田町は今までのとおりで進める考えということですが、実際に一般競争入札した前にも、私がお話した岡山県真庭市では、平成30年1月に実施した市内24カ所の電力供給の一般競争入札の落札率は68%、新潟県燕市は22施設で70.36%だったんですね。

3割ぐらい一般競争入札で下げている自治体がある中で、このままでいいとお考えなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今までどおりでは、それは改革していかなければならないとは考えておりますが、やはりそれには検討する時間が必要でございます。

特に今回、学校でエアコンを使います。それと、庁舎も令和2年に耐震化、令和3年、保健センターの大規模改修というものを控えておりますので、電力需要量が計算しにくい状況になっております。その後に改めて入札方法とかを検討し、あと一般競争入札がいいのか、プロポーザル方式がいいのか、方法もいろいろ総合的に判断していかなければならないと考えておりますので、3年程度の時間をいただきたいということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） いろいろ考えるための3年間に、結局は今までの料金であれば、学校でいえば1.5倍になるとなってしまうから、やはり交渉するには、一般競争入札をすると2割、3割は減額できる、ですから下げてほしいというような交渉の仕方となると思うんですけども、どのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 町長答弁でもお話しさせていただきましたが、今年度からエアコン導入の際の低廉化に向けて、今現在使っている東北電力さんと交渉させていただいて、ある程度の前向きな回答も得られておりますので、その中で、どの程度考えていただけるかということで、今、電気料を考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それは小中学校で冷房を使っても、今まで以上、金額は上がらないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それまでは、ちょっと無理でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） できるだけ、まだまだ一般競争入札、市町村でやっているところは少ないかもしれませんが、国の出先機関はほぼやっているようなので、しっかりと調べて、一般競争入札にすると2割も3割も下がるということで、しっかりと交渉していただきたいと思えます。それで、できるだけ早い段階で新たな方法に切りかえていく。そのときには、いろんな

ところから情報を集め、それから町民の中でも詳しい人がいれば、そういう方の話も聞きながら進めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今、白内議員さんがおっしゃったとおり、やはり時間をいただいて、より有利な、より安全な、いわゆる今回の災害でもそうでしたが、たまたま今回は停電がありませんでした。今回、2020年から送配電と小売が分離されます。その問題で、例えば送配電と小売で調整がうまくいかないと、復旧がなかなかいかない可能性の危惧といったほうがいいですか、そういうことも考えられますので、いろんな多方面にわたって、価格面以外にもわたって総合的に考えて、いろんな方法で、一番いい方法で電力を調達していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 価格面を一番に、総合的に考えていただきたいと思います。

それでは、3点目の台風19号関連についてです。町長はよく、間違っただ情報、間違っただ情報という言葉をお使いになりますが、被災した住民と直接話し合うことで、お互いにもっと理解し合えるのではないのでしょうか。ハザードマップができてから住民説明会を行うということですが、今回被災した地域では、年内に話し合うべきだと思います。いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 東船迫の地区の皆様については、メール等々でもいろんな紹介をいただいております。そして、それに対して随時お答えしている状況で、今のように、住民懇談会を、そういった説明の機会が欲しいというお話もいただいております。

その中でも、町でも今回の防災マップをつくる際に、いわゆる浸水区域、内水の分が入っていないものですから、新たにその内水に関する、台風19号の段彩図を新たに追加するという事で、委託する業者とも折衝しまして、内水に対する備え、そういったことも少し今回のほうに盛り込みたいということで、そういったものをある程度、今回のものを整備させていただいてから皆さんに説明したほうが、きちんとしたものを見ながら、その段彩図を見ながら、こういった状況だということもお伝えしたほうがよろしいのかなということ。

一応、防災マップについては、今のところの予定では1月下旬あたりに納品の方向で進んでいます。その後に住民懇談会を開催するような予定でおります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、早くても2月以降ということになると思うんですね。

そうすると、それは第2段階として、今、別にそこまで詳しくなくてもいいと思うんですね。直接、住民の声を聞くことが一番だと思うんです。

答弁の中でも、台風19号の対応状況について検証しますという、広報しばた12月号のことを町長はおっしゃっていましたが、これを読んで納得できる人、いないと思いますよ。東船迫地区の水害は、古河水門の開閉が適切ではなかったことや、緊急時の排水ポンプが作動しなかったことによる人災ではないかという地域の方からの声だと思うんですが、それに対して町は、台風19号は1時間当たり30ミリを超える雨が6時間も続くといった、これまでに経験したことのない猛烈な豪雨によって内水が一気に上昇し、広範囲に水害を発生させました。これだけで、なぜ内水が一気に上昇したかとか、何もわからないですよ。町では情報を提供したつもりになっていると思うんですけれども、住民にとっては何もわからないんですね。しっかりと直接向き合って説明すべきではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 全体的な情報をまとめていかないと、途中でお話ししても、では必ず意見交換するとき、町の対応はどうするんですかと。県の対応はどうするんですか、国の対応はどうするんですか、これを聞かれます。でも、残念ながら今のところは丸森町の災害活動が精いっぱい、国も県も対応を敷かれていただけません。というのは、水害というものは、古河水門だけを考えてもだめなんですね。最終的に、阿武隈川の状況をどうするかということ河川国道事務所長から伺わないと対応ができない。多分、中途半端に言えば、また誤解を生んでしまうということになります。

ですので、今回はやっぱり、マイ・タイムラインという新たな手法も入っておりますので、それを説明しながら、今後の対応について話し合ったほうがいいと思っております。議会に対しても、今回正式に、いろんな13人から質問を受けて、それなりに回答させていただいて、恐らく、これまで思っていたこととは違った面が感じられた議員さんも中にはいらっしやったのではないかなと思っております。

まずは、今回の議会の中で議論したことを深めていって、問題があれば、各委員会があるものですから、そちらでも議論をしていただいて、我々としては最終的に、防災マップをつくって、それから内水に関する対応、これも柴田町だけで内水対策はできません。ですから、県の動向も聞かなければいけないということでございます。

また、ハード整備だけはもう対応ができないということで、ソフトの関係もございまして。ですから、これまでの避難の出し方、避難所の考え方、そういうものを整理して。やらないとい

うわけではないんですね。きちっとできた後に説明したほうが、よりお互いに前向きに理解できると。そういう判断で、防災マップができて、ある程度の、県で内水対策と、概要ですけれどもね、できた段階で臨みたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問の前に、傍聴人に申し上げます。ご静粛にお願いしたいと思います。

再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 国や県の対応を待っているのではなくて、今、町ができることというのは、住民の声を聞くことだと思うんですね。このような被災に遭って、今どういう問題を抱えているのか。本当にどんなことで困っているのか。その不満も聞かなければいけないんですよ。直接住民と接するのは町なんです。国や県ではないんですよ。

ですから、国や県の施策はこれから決まっていくとは思いますが、今の段階でいいんですよ。今、町ができることは、本当にここまでなんですよということをきちんと伝えればいいと思うんです。それなしだから、いろいろ憶測とかも出てくるのかと思うんですね。古河水門の開閉一つとっても、それぞれ皆さん思っていることが違うんです。であれば、町が出向いてきちんと説明すればいいのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど言ったように、今回の議会でおおむね議員さんからの提案、恐らく皆さんは住民からの声を聞いて代弁をしているということです。

古河水門につきましては、台数をふやしていくという答弁もさせていただきました。能力の高い排水車をリースで対応すると。また、国交省につきましても、そういうものを手配できないかお願いしていくということです。それから、刻々と変わる状況に対し、テレビカメラも検討していくというお話をさせていただきました。また、水路のしゅんせつについても、土木のほうにもお話をさせていただきました。

けれども、まだまだ国の対応方針が決まらないと、先ほど言ったように、柴田町だけではできないということですね。それも施設整備だけではもうできないんだと。このような洪水状況は、前の体験は生きないんだということもあわせて整理をしながら、そして防災マップをつくり、内水マップをつくり、ある程度の、来年度予算も固まります。そのときに、来年から短期的、中長期的にやる施策を持っていかないと、今回の水門でも誤解を生んでいるわけですね。それを言っても、賛成の方と反対の方がいますので、混乱するだけだと私は思っております。

ですから、正しいデータを踏まえて、ある程度の町の中長期的な対応策を持って臨んだほう

が、前向きな意見交換になるということでございます。

住民の声は、いろんな方から町長もあらゆる機会で聞いておりますので。ですから、東船迫の間違った情報も知り得たことも、行って、いろんな方に聞いて、こういう間違った情報が流されていますよということだったので、前もって議員の皆さんに町の対応をお知らせしたということでございます。

ということなので、やらないというわけではありません。対応を固めてから、させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 広報しばた12月号の、先ほどの続きですけれども、東船迫地区には排水ポンプ車4台を配置し、10月12日19時50分から排水作業を開始しました。しかし、内水の水位が急激に上昇したことにより、ポンプ、捜査員の人命が危険にさらされる状況となったためと説明しているわけですけれども、実際に私は翌日の朝、土手から、北船岡から、新生町、若葉町もですが、東船迫を見て歩いたんですけれども、ポンプ車が水没しているのを見ました。あれだけ海のようになったときに、本当に小さなポンプ車で排水できる能力は、課長に確認したときも、1分間当たり5トン、1時間で300トンですよ。もう全てが海になっているわけですよ。そのような状況の中では、とてもポンプ車では本当、対応できないということはわかると思うんです。

ところが、見ていない人にとっては、例えば町が排水ポンプ車を4台配置し、町がしっかりやったんだと思うかもしれないし、それから町でも、ポンプ車4台配置したんだから、やることはやったんだとなるかと思うんですね。でも、あの状況を見たらもう、そういう問題ではないんだということがわかるんですよ。本当に抜本的にやっていかなければ、柴田町、水没してしまいますよ。

夕べのニュースでも言っていましたよね。世界気象機関ですか、今までは100年に一度の熱波や洪水だったものが、もう当たり前になりつつある。ですから、今回の台風が、来年、再来年と続く可能性もあるわけですよ。そう考えたときに、ポンプ車を配置しました、その口径を少し大きくしますで、それで済まされる問題ではないんですよ。

では、柴田町で何が一番問題なのかというと、この内水がこれだけたまった一番の原因は本当に何だと思えますか。こちらのほうから。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） やはり今回の雨は、すごい豪雨だったということがあるかと思

います。その理由は、一番、これまでに大雨が降ったのが、24時間にすると、昭和61年の8・5豪雨、それに次いで、今回の24時間雨量が2番目、3番目が昭和23年の、いわゆるアイオン台風ですか。ということで、これまで本当に、昭和23年以降で2回目にひどい豪雨ということが最大の要因だとは感じております。

それがなおかつ福島のほうから降り続いたことによって、阿武隈川がやはり満水状態になっている。当然、阿武隈川が満水状態であれば、白石川の水がはけなくなってしまう。白石川の水がはけなければ当然、古河水門等々の水はけ、あるいは三名生、あるいは五間堀ですね、そちらの水はけも当然悪い。そういう悪い要因が重なったことと、やはり短時間の豪雨が最大の要因ではないかなと感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それは本当に当然のことだと思うんですけども、私は、一番の、ただし、床上浸水、これだけいったのは、やっぱり土平あたりの土手がない部分、白石川で、途中で土手が切れますよね、そこから完全に流入したんだろうなと素人ながら思うんですね。どの写真を見ても、このあたりですよ。

町では、白石川からの逆流はなかったという言い方をするんですけども、実際に13日の午前0時、真夜中ですよ、白石川方面から庚申前に向かって、国道4号線をナイアガラの滝のように水が流れたという話をする方がいて、もう一度お話を聞きに行って、そのとき撮ったという写真も見せてもらったんですけども、最初はまだまだ内水はたまっていなくて、白石川方面からどんと流れてきたということなんですよね。それは古河水門が逆流しただけとは言えないかもしれないですよ。その可能性もあるし、それから土手が切れているところ、あのあたりからどつと水が来たということが一番なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 今のようなお話を、私も28区の区長さんからお伺いしました。バイパスのほうから、通常そこを越水して船迫のほうに来るということはないらしいんですが、今回初めてバイパスを超えて、手前のほうに水が来た。なおかつ、いわゆる船迫地内はもう既に満水状態だったようなんです。ちょっと下がった、区長さんの下のところでは、もう既に1階の屋根が水没している状態で、2階にまで届こうかというような、そういった写真と動画も私もちょっと見せていただきました。

やはり今回はそれだけ、いわゆる川のほうからこちらに来るということは、内水が多かった

ということが1つかと思います。あとは、もう一つは、やはり今回のあの段彩図も見てわかるとおり、ゴルフ場側のほうの土砂崩れによって槻木旧用水が閉塞してしまった。その2つの要因が大きくて、今回は東船迫のほうに大分被害が出たということ。

ちなみに、り災証明で地域ごとに言うと、これは剣水206棟が一番多いですね。剣水地区もそれだけ、やはり、いわゆる五間堀、三名生堀の影響、阿武隈川の排水も悪かったということで1番目、そして2番目が東船迫で、次が今度、北船岡の順に、今回のり災証明から、床下以上の冠水が多いということは、そのような形で剣水が206戸ですね、東船迫一丁目で106戸で、二丁目で45戸で、東船迫一丁目、二丁目を合わせると151戸ということで、東船迫もですけども、やはり三名生地区、剣水が特に一番、今回ひどかったというのが、り災証明の整理をしてわかった状態です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今、ちょうど地区名はいろいろ出てきたからお伺いしておきます。地区ごとの床上浸水、床下浸水の件数を町は出してないんですけども、何か理由がありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） り災証明が10月27日をもって全て発行を終わります。調査自体も10月25日で全て終わってしまいましたので……11月ですね、それまでは、その数字は常にふえていくので、途中でお示しできればよかったですけれども、今回は全体をまとめてからということで、今回、議会で今お話しさせていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） では、地区ごとの数字を今示してください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 床下、床上合わせると80地区あります。80ほどになります。ちょっと言葉でいくと、メモも大変かと思いますが、また後で参考でも。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それで、私も勉強不足で申しわけないんですが、歴史的なこと、今回初めて本当に少し読んでみただけなんですけど、どうしてその土手は切れたままというか、つくれなかったんですか。川がそのまま道路に、すぐに氾濫してきますよね、土平のあたり。東船迫団地の切れたあたりです。柏水門から先というか。土手がない。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。
- 総務課副参事（相原健一君） 今お話しなのは、土平で、あのバイパスと並行して走る下の道路に関する冠水したところですね。
- 議長（高橋たい子君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） あれは県道だった部分ということでございますけれども、昔から兼用堤ということで位置づけられているようです。要は、土手と道路が兼用していますよという位置づけの道路だったんですね。町にもらう以前も、もらってからもということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） ただ、そこを通ると、いつも本当、怖くなるんですが、ここは大雨のたびに冠水しているけれども、本当に豪雨があったときにどうなるんだろうといつも思って通っていたら、今回本当に台風19号で大変な状況になったわけですが、そこから東船迫地区、それから北船岡まで流れるということはないですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 今ちょっと地図とか持ってきているわけではないので、その土平の部分がどの程度の高さにあるかということは、今この時点ではわかりませんが、当然地盤が高ければ、その高いほうから低いほうにということは当然のことだと思います。
- ただ、手元に地図がないので、どの程度どうだということは明確には答えられません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 広報しばた12月号の2ページに写真が出ております。ここを見ても、一番ひどいのは、この土平あたりからの水なのかなと。それが全体に来ているようにしか見えないんですね。
- ですから、排水機場を要望するというところでもありますが、ここを何とかしない限り、排水機場をつくっても意味がないのかなとか、そういう心配をしているんですけども、この点については何の対策も考えていないんですか。今まで毎回毎回、冠水しているところですよ。続けてもいいですか。
- 議長（高橋たい子君） 今の問いに対して答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 道路冠水してからは、土平方面には当然、私たちも行ける状況ではなかったんですが、土平が毎回冠水するという概念は、うちのほうでは余り持っていません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） では、ちょっと質問を変えますね。柏水門の開閉は今回どなたが行ったんですか。通称かもしれません、柏水門。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それは、その運動場のところにある水門ということでよろしいんですかね。（「はい」の声あり）あちらは農政課で委託している管理人の方が、台風の来る前に閉めていると。これは、ああいう場所ですので、大雨が来たときにはもう近づくことができないことを想定して、空振りもあるわけなんですけど、大雨が想定されるときにはもう、いつも常閉ということで閉めております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今回も閉めてあったそうですね。それで、そこに水がすごくたまっていて、早く吐くために今度はあけなければならぬだけども、水かさがすごくて、とても近寄れなかったと。そうすると、そこまで、かなり高いところまで水が来ていて、それはなかなか引かなかったということなんですよ。

そうすると、そこまでの水とは、単に内水なんですとかという。白石川からどっと流れてきた水がそこにあるように感じるんですが、いかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） その辺に関しては、先ほど町長の答弁とか、昨日の答弁とかにはありましたとおり、ゴルフ場の旧用水の閉塞がございまして、その関係で、本来、槻木方面に幾らかでも流れていくはずだった部分が、ある程度高いレベルで閉塞していたということで、隧道そのものは閉塞していなかったの、水はオーバーした状態で流れていたわけなんですけど、それ以下の部分では、やはりある程度の一定の水位で、その昔の老人憩いの家の前の田んぼとか含めて抜けなかったということはございます。

その後、白石川の水位が下がると同時に、今、議員さんおっしゃった柏水門ですかね、そちらをあけて、水は順調に下がったというお話を聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柏水門をあけたのは、ですから13日は無理で、14日かな、ですよ。それまで、そこはすごい水位が上がったままだったということなので、すごいなと思って聞いたんですけれども、実際にはあけるのも、地域の方があけて、かなりの勢いで水が流れていっ

て、やっと引いたというふうに聞いております。

何度も内水がたまったのは、そのゴルフ場下の排水路の土砂崩れということなんですが、土砂崩れというものは全く想定できなかったんですか。要は、それだけ大事な排水路であれば、きちんと管理しておかないと、実際には白石川には水がはけなくなることはもう明らかですよ、大雨が降れば。そうすると、その果たす役割はとても大きいと思うんですが、何も対策は打たないで来たんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 何も管理してこなかったということではなくて、今回の閉塞に当たっても、当然ゴルフ場と協議をしながらなんです、常日ごろも柴田町土地改良区さんにおきまして、中のほうに入って、状況は管理しております。

ただ今回は、排水路ののり面が崩れたというよりも、排水路の上にあるゴルフ場さんののり面ですかね、それが落ちてきたことによって、一気に排水路に土砂が流れ込んでしまったという原因でございます。そして当然、のり面と一緒に木も倒れ込んできたこともあって、多少復旧に手間取ったというような内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それだけ大切な場所であれば、前もって、やはりゴルフ場と話し合っていて、きちんとのり面の整備をすれば、それは必要だったわけですよ。やっぱり大雨になってみないと気づかないということはあるのかと思いますが、私も今になって、そんなに大切なものだったんだと思ったんですけれども、ただ、それしかはげ口がないのであれば、本当に大事にしないと、まずはだめですよ。対策はすぐに講じるということによろしいんですね、そのゴルフ場側のほうも。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今回崩れた部分に関しては、その崩れた部分も含めて、土砂、流木というか、木のほうを処理しておりますので、問題はございません。

ただ、今、議員さんおっしゃるとおり、今後とも、やはり大事な、確かに用水であり、機能としては排水機能もあるということですので、土地改良区さんともども、町もちょっと管理を確認していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私は、白石川の河道掘削を提案してあるんですけれども、答弁では、議会において質問があった旨を宮城県に伝えるというだけなんです、水害対策に河道掘削が

効果があるということをどのように調べていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今、国では、阿武隈川の河道掘削ということで、国土強靱化の事業でもってやっています。明らかに槻木大橋の前が、中洲ができたようで、それをとるためにやっているんですが、白石川にも当然、計画ございますので、どの部分がどういうふうにたまっているかということは当然、県の責務でもって一定の測量をして、深さ、どのくらいというのを出してもらうようになると思うんですね。

町としても当然、議員からそういった要望が来ています、議会に出ていましたということをお伝えしながら、あの河道掘削についてはどうですかということで、しっかりと伝えさせてまいります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 河道掘削を出したのには、やっぱり1つは理由があるんですね。私は、柴田大橋とかさくら歩道橋から1年に何百回もあの川を見ています。自転車ですから、本当にとめて、けさも見てきたんですけれども、そうすると、年々浅くなっていることを本当に感じます。30年前とは全く違っています。もう両岸にかなりの土砂が堆積して、そこに草や木まで繁茂していますよね。中洲までできているんですね。これはもう早い段階で掘削して取り除かないと。堆積物をとるということは、その分、貯水能力が高まるということなので、建物とか、例えば排水機場をつくるよりは、本当に一番効果的なのではないかなと思うんですね。

阿武隈川では始まったことを、できるだけ白石川で、本当に目に見えて変わっています。こんなに変化するものかと驚くくらいです。やっぱりこれは河道掘削しかないんだなど、調べてみて思ったんですが、もっと積極的にやっていきませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 河川国道事務所と今回はメールで町長もやりとりしておりまして、終わってからの反省材料としましたけれども、国では、今やっている中洲の撤去は、修繕費の中でしかやれないという回答でした。というのは、政策的に河道を広げるという政策はないんだそうです。それで、今回の災害を受けて、新たに国の河川計画の見直しの中で政策が打たれるのではないかというのが、所長の私への答弁でございました。今は修繕費の中でしかやれていないということでございます。

その中でも、柴田町につきましては、危険なところをやるということでございますので、河川国道事務所自体にも、残念ながら、本省から修繕費の範囲内でのお金しか今来ていないとい

うのが実情でございます。

これについては、政策的に新たな河川計画をつくる際の、容積の確保というものは大変大事でございます。ただ一方で、容積を確保して流速が早くなりますと、橋脚に影響すると。別な面の問題点が出てきます。だからすぐには、簡単に川を掘削すればいいという話にはならないということでございます。そうであれば、もう既に、昔のように砂利採取というものをやっていた時期がございました。あれをわざわざやめさせて、そしてその分、砂利をとらないように、砂利をとっていたので、それをとらないために河道堰が狭くなってきている。それに対する具体的な施策が今のところないということでございます。

これはまた政治的な動きもしていかなければならないということでございますので、当面は修繕費の中で、まあ柴田町だけというわけにはいけませんのでね。支障木のあるものについては随時お願いしていくということにさせていただいております。

県は、今回方針を変えて、古河水門のところ、別な計画だったんですが、今回は特別に変えて、やってくれるという、その中での予算しかないということも頭に入れておかないと、すぐにでもやるというふうにだと誤解を与えますので、今のところ、くぎを刺されているということでございます。

○議長（高橋たい子君） ちょっとお待ちください。

先ほどの答弁の中で、雨量の件で訂正の申し出がありますので、これを許します。

総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 先ほど、今回の被害の大きな要因はということで、1日の雨量、いわゆる24時間雨量の順位を私、間違えて答弁しましたので、1位が、今回、台風19号で、24時間、1日で359ミリ、2番目が昭和23年9月のアイオン台風で329ミリ、3位が8・5豪雨の296ミリという順位で、今回、記録に残る1日の、昭和以降では最大の時間雨量だったということです。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。では、再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 抜本的な対策を早く取り組まないと、やはり同じようなことがまた起きてしまうので、とにかく急いで取り組んでいただきたいと思います。

被災者の声を幾つか紹介したいと思います。

これまで3回水害に遭った。1回目は車が水没、2回目は床下浸水、3回目が10月の台風19号で床上浸水。4回目が来たら、次は命をとられるのか。2メートル近く浸水しても、判定は半壊。修理費は1,000万円以上かかる。保険には加入していない。どうしたらいいか、何とか

してほしい。本音は柴田町を出ていきたい。しかし、よそで家を購入するお金はない。この家を建てるときに退職金もつぎ込んだ。床上浸水した土地は価格が下がり、購入したときの価格では売れない。そもそも売ることすら難しい。住み続けるしかないのか。今回は何とか修理しても、もう一度同じ規模の台風が来たらもう無理。柴田町を出ていくしかない。被災者は柴田町民であり、町民税や固定資産税、都市計画税もきちんと払っている。町は町民の生活を守ることを最優先に行うべきだ。平成22年発行の防災マップで、東船迫団地は浸水想定区域となっていないことを確認し、家を建てた。水害保険には入っていない。家の改修にお金がかかると、長期の住宅ローンを抱えているため、かなり生活が厳しくなる。また台風が来たらと考えると恐ろしい。このまま住み続けていいのだろうか。行政は何のためにあるのか。

このような声がたくさん寄せられています。何と答えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほどの中央の防災会議であったように、施設で、今回のような1時間に50ミリを超える、こういう雨にはもう対応できないと。そういう前提で、やっぱり最初は、自分の命は自分で守るということに国もシフトせざるを得ないというふうに出ております。これは、新しい、水、水害への意識の改革ということになっております。ここのケースにはありますけれども、現に丸森町があんなに、400億円の被害を受けております。

ですから、全て行政が悪いと言うことは簡単ですが、やはり最終的には、預かっているお金の中の優先順位というものがあまして、土木工事には毎年14億円も投入して、やっておりますし、そして、これまで何もやらなかったというわけではありません。現に、冠水対策につきましても、議会の要望等あって、順次計画を立ててやってきているということでございます。

ですから、これまでの雨の降り方は、過去の経験とは違うということを考えていただいて、みんなでまずは命を守る体制をとることが、私の最大の責務ではないかなと思っております。

避難した後の方々に対しては、徐々に質的な避難所対策を行って、そして避難所中に、将来に再建する際に、病気とか心理的な心労を煩わさないようにしていくことが大きな流れではないかなと思っております。

行政だけでも防げないと。やっぱり消防団、河川管理者、警察、それからNPO、地域住民、みんなでまずは逃げる体制をとることが、これからの水、水害対策だと言われておりますので、町としても、先ほど議論にありました、自主防災組織の機能強化を含めて、住民の方に、住民懇談会で、もう考え方を変えていかないといけないというお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 命とともに生活も大切です。被災された方々が一日も早く穏やかな生活を取り戻すことをお祈りして、質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

3時5分再開といたします。

午後2時51分 休 憩

午後3時05分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔4番 平間幸弘君 登壇〕

○4番（平間幸弘君） 4番平間幸弘です。1問質問をさせていただきます。

台風19号及びその後の大雨による被害状況と今後の対策は。

台風19号と台風21号に伴う大雨による影響は、生活基盤となる住宅や道路のみならず、農業施設へも甚大な被害をもたらしました。この件につきましては、町職員も、その対応と対策に奔走されていることに感謝申し上げます。

そこで、今後のまちづくりを検討する上で、今回の災害を教訓とした町の対応及び対策について伺います。

1) 今回の被害を受け、観光を基盤としたまちづくりから町民の目線に立ち、生活に根差したまちづくりにかじを切るチャンスと捉えますが、町の考えは。

2) 農業関係の被害状況と今後の対策は。

3) 台風21号に伴う大雨で、2カ所のため池の堤体が崩壊しました。今後、復旧も大事ですが、ため池の利活用を考える時期と思います。町の考えは。

4) 町道や農道の路肩が崩落し、ほ場に流入した土砂の撤去など、その回復と復旧に対する町の考えは。

5) ほ場の冠水により、流された稲わらの撤去に対する対策は。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員、台風19号関係で5点ほどございました。

1点目、政策の転換でございます。観光は遊びの範疇であり、一部の観光業者だけがかかわるものとの古い考え方が根強く残っております。しかし、人口が減り、地域経済が縮小していく中においては、地域外から購買力を吸引し、外貨を稼いでいかないと地域が生き残れない時代となっております。

国や県では、観光を21世紀の基幹産業と位置づけ、積極的に政策を展開する一方で、まちづくりの視点から見ても、魅力的な地域の再発見や災害に強い安全で住みよいまちづくりを前提にした、美しく快適な町並みの創造、地域への愛着や誇りの醸成といった、住民生活の向上を図る上からも有効な政策戦略であるということは共通認識となっております。

そのため、現在、全国の自治体が地方創生戦略の柱として、観光まちづくりにしのぎを削っているのが実情でございます。

柴田町においても、花のまち柴田のブランド化戦略によって、年間を通して約50万人の観光客を集客できるようになりました。さらに、柴田町の知名度が高まった分、柴田町へのふるさと納税が11月末現在で、昨年度の1年間の総額2億344万円を超えまして、2億3,800万円余りとなっております。12月にどのぐらいいくか期待をしているところでございます。

しかし、柴田町が観光を基幹産業とするには、まだまだ観光客の絶対数が少なく、観光戦略も一流とは言えません。全国の先進自治体においては、若い人たちが地域の資源を活用し、人を呼び込む観光まちづくりの中で起業をし、定住するといった傾向が顕著になってきております。柴田町においても、地域のにぎわいづくりや若者の吸引力の強化に向けて、さらなる観光政策のステップアップを図っていかなければならないと考えているところでございます。

観光まちづくりの推進は、生活に根差したものでなければなりませんし、観光まちづくりを推進していくことで、持続的な発展が可能となり、ひいては住民の生活環境の改善につながることをご理解願いたいと思います。

改めて、町民の皆さんに、令和元年度の予算において、土木の、人件費を除いた政策予算のうち、一般財源は9億円使っております。商工費は2,900万円であるということも正しくお伝えください。

2点目、農業関係の被害状況と今後の対策でございます。水稻や大豆などの農業生産物の被害は4,359アール、5,729万6,000円、鉢花等のハウスの加温機など農業関係施設の被害は36件、1,618万6,000円、米の乾燥機など農業機械の被害は46件、4,015万円でした。また、保管して

いた米など貯蔵収穫農産品の被害は2件、16トン、335万5,000円、牧草地の被害が1ヘクタール、41万7,000円となっております。

農業生産物の被害補償制度については、基本的に農業者が加入する農業共済や農業経営収入保険がございます。また、農業施設の農業機械化の冠水被害等への支援策としては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業で、国庫補助率10分の3から2分の1以内で被災農家支援がございます。貯蔵収穫農産品の処分については、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して町で処分します。

農林業の公共施設については、農道10カ所、林道10カ所、ため池、農業水利施設36カ所、農地や土地改良区施設など13カ所で、合計69カ所、被害想定額は2億6,039万4,000円でした。このうち17件、1億5,620万3,000円を災害復旧事業として申請する予定です。災害査定に該当しない公共施設についても順次、復旧工事を行う予定です。

3点目、ため池の利活用でございます。台風19号と、その後の台風21号の豪雨により、堤体が崩壊した押茂下ため池と、堤体の一部が崩れた唐目土ため池については、災害復旧事業として申請いたします。激甚災害指定の場合、過去5年間の実績では96%から98%の補助率となります。

ため池は、農業用水だけでなく、調整池や防火用水などの機能も有していることから、利用目的に応じた活用方法については、その受益者、利用状況、安全性や管理コスト等を含めて、今後とも地域の方々との話し合いを進めてまいります。

なお、ため池を廃止する場合、取水施設と堤体の撤去、のり面の整備や植栽、沢側への土留工事など、災害復旧より多額の費用を要し、事業の補助率も50%とのことでしたので、今回、堤体が崩壊した押茂下ため池については災害復旧事業とすることで地域の理解も得ております。

4点目、ほ場に流入した土砂が町道や農道から流出したものであれば、災害復旧工事の際に、道路管理者において撤去することになります。

5点目、ほ場の冠水が解消されるに従い、町内約3,000以上の箇所では稲わらの堆積が確認されております。農家が稲わらを集積するには、農林水産省の持続的生産強化対策事業により、1立米当たり5,000円を上限として補助された、また集積した稲わらの処分は、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用し、廃棄物として処分することになります。

今回、町としては、県や柴田町土地改良区と協議し、集積作業について、農地や用排水路等の維持管理に取り組む13地区の資源保全隊を中心に行うこととし、早い地区では11月中旬から集積作業を実施しております。資源保全隊のない地区については、農業生産組合連合会や担い

手農家と協力して集積作業を行うことになっています。

また、農道や基幹的な水路、排水施設等については、柴田町土地改良区で集積を行います。

この支援事業については、詳細が固まっていない部分もあり、今後も町民課と農政課及び柴田町土地改良区で連携させて進めてまいります。

以上です。

ちょっと読み間違いがあったようでございます。「300」というところを「3,000」と読んでしまったようでございましたし、「町民環境課」を「町民課」と言ってしまいました。訂正をいたします。

○議長（高橋たい子君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） ため池もそうなんですけれども、やっぱりほ場に入った土砂とか、大体この、農道も含めてなんですけれども、復旧作業の完了はいつを目指しているのか。お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 復旧作業全体の話をしてしますと、69カ所ということで、全般的には年度を越すものもあろうかと思いますが、当然、生活に必要な農道であるとか、あとは農業生産、来年の稲作、畑作等に必要な農業施設等に関しては年度内に、遅くても春作業前に完了できるような形で進めていきたいなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） そうですね。やっぱり春からの農作業に支障のないような形で復旧をお願いしたいなというところでございます。

それから、ため池なんですけど、押茂下のため池に関しては、地域と話し合いをして、復旧という形でいっているんですけど、そのほか、崩壊、決壊はしないにしても、堤体がちょっと崩壊して薄くなったような場所等もあります。これも、やっぱり農業用水として活用している部分もありますが、これも同じように来春ぐらいまでには何とかしたい、するという方向でよろしいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 当然、決壊した、崩落というよりも、押茂下ため池に関しては決壊ということで破堤しておりますので、そちらに関しては地域とスケジュール等を話し合うようにはなるんですけど、多分時間がかかるのかなと思っています。

その他のため池に関しては、堤体というか、ため池に対して内側であったり、裏がけといい

まして、外側であったり、あと水路に関連するものもあるんですが、いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、かんがい用には使っているため池も結構多いので、春作業等に支障ないような形で、ため池の場合は、単純に直せばいいというところではなくて、水をためるために一定の期間が必要だということも踏まえた上で対応させていきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 地域によっては、ため池、実際、崩落したままで、そのままのため池も実際あることはあるんです。押茂下も今回崩落しまして、決壊しまして、このままの状況になるのかなと思ったんですけれども、今回復旧ということになりました。これは廃止して、また新たな土砂崩れ防止とかとなると、やっぱり補助率も下がってくるということによろしいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほど、町長答弁でも申し上げましたとおり、確かにため池に関しては、今現在、遊休農地の関係とか、例えばかんがいを要しないということで、ほ場整備が進んでくると、もう少しこれらの考え方が違ってくる部分もあるんですが、ただ県とかと打ち合わせをしますと、どうしても水がかりが、例えば槻木新用水であったり、旧用水からとれるものと、ため池からとらなければいけないというようなところも当然ございますので、ため池そのものを全体的に見直していくというような形ではないんですが、おっしゃるとおり、老朽化している、そういうため池に関しては、地域と話し合いをしながら検討していかなければならないと思います。

ただ問題は、ため池がかんがい用だけのものではなくて、調整池の役目であったり、山火事等の防火用水等であったり、その他の多用途の役割を果たしているということを考えると、いずれにしても、管理人さんだけではなくて、地域、あとは受益者等とも話し合いをしていかなければならないと思います。

それと、お金に関してなんですけれども、今回、押茂下ため池に関しても、崩落したその日というか、夜中に崩落したという話を聞いて、朝、駆けつけたわけなんですけど、皆さん、災害土砂の撤去等をされていて、その中で、やはりあのような、上のほうにも押茂上ため池というものがあるわけなんですけど、上のため池でも十分だわというようなお話を伺ったり、下のほうの田んぼで水を使っているところというのは大分少ないというお話も伺って、一時的には、地域の皆さんからは、もういいんでないですかというお話もいただいたわけなんですけど、その他の用途のこともございましたし、あとはお金の話だけではないとはいえ、今回、災害復旧工事

で対応すると、補助率がアップした場合、先ほど答弁で申し上げたとおり、96%から98%という高い率になると。一方では、廃止すると、国で50%は出るわけなんですけど、町で残り、農家負担の1%を除いて、49%は町で出さなければいけない。

そういったようなことがございまして、いろいろ、その後何回かお話し合いというか、話をさせていただいた上で、最終的には押茂下ため池に関しては災害復旧で行きましょうということで、話し合いが成立したということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） わかりました。

それから、今、左岸に当たる、流された稲わらの撤去作業なんですけれども、実際、柴田町でどのくらいの量の稲わら撤去作業になっているのか。ちょっと量がまだ、もし今の時点で大体わかれば。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 流出した稲わらの量という、かなり難しいお話ではあるんですが、10月8日の段階で、台風の来る前だったんですが、柴田町の稲刈りをしたパーセンテージは、船岡が86%で、槻木が82%、面積の平均になるので、全体としては82%という状態でした。まだちょっと、約20%近くは刈り取らずに残っていたものがあるかと思われま。

その中で、稲わらの量として県で試算しているわけなんですけど、これは考え方としては、作付面積に対して何%ぐらい稲わらがあるというような形で、県の、これは大河原地方振興事務所で試算した内容としては1,800トンという数字が出ていますけど、これはあくまでも稲わらの流出率を30%ということで見ているわけなんです。今回の場合、かなり水が田んぼの中でも、通常より水がたまって、道路を越しているような状態で、一番低いところに集まっているということ、もろもろ考えますと、流出率を60%とした場合でも3,600トンぐらい。現在、町で町民環境課と県にあわせて申請しているトン数としては7,000トンと言っているんですけど、7,000トンまではないのかなというようなことで、4,000トンぐらいではないかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） この稲わらですが、13地区の資源保全隊が中心になり、自分の地区の稲わらの撤去作業に当たっているということです。1立米当たり5,000円、たしか軽トラ1台5,000円ですよという形で、コンパネを張って、あおりを上げれば2立米で1万円という形で捉えていたんですけど、いつか、これは入間田の、柴田町の農村環境改善センターに運ばな

ればいけないという話になりましたよね。その後何か、地域でちゃんと管理できるのであれば、地域で場所を特定して運んでもいいとなったらいいんですけども、最初、農村環境改善センターに運び込んだ後は、これはどうしようという考えだったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおり、10月30日に資源保全隊の皆様、その後、保全隊のない船岡地区、槻木地区の生産組合の連合会長さんたちと色々なお話し合いをしてきたんですが、当初は稲わらを集積する場所として、槻木1カ所、船岡1カ所ぐらいを想定して、槻木であれば改善センターのまだ残っていた残地がございましたので、サッカー場のちょっと上の部分ですね、そちらに集積をお願いしました。それと、船岡に関しては、下名生ファームさんの、大豆をつくっていたあたりの道路と、あと建物の脇ぐらいをイメージしておりました。

それで、たまればすぐに、例えば処分場に持っていければいいのかなと思っておりましたが、13地区それぞれ事情も違って、全ての地区で、例えば運び込むというような考え方ではなくて、例えば、大きく稲わらがあった船迫地区とか、富沢、もちろん上川名も、海老穴とか、槻木地区の結構大きくほ場があったところに関しては、集積はしますけれども、堆肥化を図って、それぞれ有効利用したいというような考え方もございます。

一方、どうしてもやっぱり置く場所がないというところに関しては、それぞれ集積所を決めていただいて、中名生であれば登夫に行くところにあるほ場とか、例えば上名生、船岡であれば、船岡の、上名生のお墓に行くところの個人所有地とか、そういった場所を決めて集積していたわけなんです。

今後、町民環境課とも業務が重なるわけなんですけど、集めたわらに関しては、今現在の考え方としては、川崎にある処理場に運搬していくというようなことで、そういったことで方向性をつけられて、間もなく搬出していくことになるかと思います。

ただ、できるだけ堆肥化とかそういったものを図りまして、費用を縮減するというようなお話もあわせてさせていただいているような状態です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） けさほども、船迫第一地区でしょうか、一所懸命、稲わらを集めていたんですが、そこもすごい量がたまっていましたよね。こうやって、来春の作付に影響のないように、年内中には終わらせるのかなと思います。

あらゆる、農政課、それから行政のサポートをいただきまして、各農家さん、来年の作付に

支障のないような対策を講じていただければと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて4番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

次に、13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱1問お伺いします。

災害時の対応は。

今回の台風19号の対策について、大きな被害もあり、町職員の不眠不休の対策作業を目にしており、大きな不備があったとは考えていません。しかし、次に来る大災害に備えて考えておかなければならない課題もあると思います。

そこで伺います。

1) 情報共有について。

テレビなどのメディアやエリアメールの注意喚起などさまざまな方法をとっていますが、より具体的な情報の提供で、各段階において優先的に避難を喚起する地名や避難所の場所などを伝える必要があるのではないかと。

2) 広報車による注意喚起について。

広報車が巡回していたのはわかったが「何を言っているのか聞こえない」「聞こうと思うとすぐに離れて行ってしまう」という声があった。音響システムの性能や話す内容の検討が必要ではないかと。

3) 避難所への避難について。

これまでの災害時にもあったが、「行くべきか、自宅で備えるべきか迷った」という意見が今回も出ています。避難することに対する心理的なハードルを緩和する対策が必要ではないかと。

4) 避難所閉鎖のタイミングについて。

台風翌日に避難所を閉鎖していたが、家の1階が浸水の被害を受け、その後何日かは車上で生活をしていた世帯もあります。直後だけではなくその後の生活も考えると、少なくとも1カ所は受け入れを続ける必要があるのではないかと。

以上、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、災害時の対応ということで4点ございました。過去の回答

とダブっている面がございますので、ご了承願います。

1 点目、台風の接近とともに発令する避難情報については、危険度の高まりに応じて、段階的に地名で周知することは、避難をスムーズに進める上で効果的だと思っております。

しかし、平成27年に発生した関東・東北豪雨において、市外の危険区域に避難指示を出したが、それ以外は逆に大丈夫と思われ、逃げおくれた人が被害に遭ったという現実を前に、優先的に避難を喚起する地名を周知する際の難しさを感じているところでございます。

一方、住民側においても、日ごろから自分が住んでいる地区への帰属意識が薄いため、地名を特定されても、その範囲がわからないことや、地域の危険度や避難所の位置を認識していないため、例えば土砂災害等の警戒区域にお住まいの方とアナウンスされても、その避難情報を正確に受け取ってもらえない問題もございます。

今後、防災マップを全戸配布した後に、住民や自主防災組織との意見交換会を通じて、災害が切迫した状況での避難情報の伝達方法や、優先的に避難を喚起する区域について、認識を共有してまいりたいと思っております。

避難場所などの伝える必要性でございます。東日本大震災の教訓として、発災時にすぐ開設できる町の施設6カ所を優先避難所として位置づけております。このことは、現在の防災マップ、町広報紙やホームページに掲載、行政区長や消防団などの関係者、また地区の防災訓練などの際にも周知していたところでございます。

今回は、12日土曜日午前10時41分のメール配信により、6カ所の自主避難所開設情報をお知らせしています。一方、同日午後2時30分の1回目のエリアメールでは、伝える情報が多くなり過ぎて、文字数がオーバーしたため盛り込むことができませんでした。エリアメールは文字数の制限や発信ルールがあり、避難勧告や土砂災害警報など15項目の情報を発する以外は使用できません。そのため、今後、7時の避難勧告発信まで避難所の場所を伝達することができませんでした。また、避難所に関する情報をメディアにも告知しましたが、テレビの画面に表示されませんでしたので、NHKさんには何度か問い合わせを行っていたところです。

今後も、さまざまな情報チャンネルを使って情報発信を行っていきますが、これまでの全国各地での豪雨災害での教訓から、いざというときには、人と人との声かけが避難行動につながる有効な手段となっており、また、自分の身は自分で守るという、事前に避難情報を取りに行くといった主体的な行動が大切であると思っております。

広報車による注意喚起です。平成30年7月に発生した西日本豪雨において、1時間当たり50ミリメートルを超える豪雨の中では、アナウンスが雨の音で打ち消されてしまったこと、また

住民側においても、建物のドアや窓のサッシが高性能化しているため、アナウンスが聞こえないといった問題が指摘されております。

そうしたことから、広報車によるアナウンスは、台風がまだ接近しない明るい時間帯に行ってまいります。一方で、余り早い段階での避難の呼びかけは、町民の皆さんに危機感や切迫感を持ってもらえないというジレンマもございます。一方、夜間における広報車による広報は、豪雨の中、広報車が回ってきたことで、これはただごとではないという危機感を伝えることはできますが、最近の気密性を持つ住宅事情においては、具体的な避難情報の細部まで伝えるには限界がございます。やはり、避難情報が一人一人に伝わるには、日ごろからの地域でのリスクコミュニケーションによって、声かけ、呼びかけ網をつくり、自分の避難行動を前もって自発的に決めておくことが大事ではないかと思っております。

なお、避難情報の伝達内容については、簡潔でわかりやすい表現方法等を再検討してまいります。

避難することに対する心理的なハードルです。これまで本町は、自然災害、特に豪雨による被害が少ないと言われてきました。しかし、近年の風水害による被害は、温暖化の影響から回数や被害発生件数も多く、また、これまでに経験したことのない短時間で記録的な降雨量となってきました。

このようなことから、あらゆる機会を通じて、自分の命は自分で守るといった意識や、災害に備える心構えや備えを行うよう周知していかねばならないと思っております。

特に、高齢者などは避難所に移動することが困難で、周りに迷惑をかけるから、また、避難所生活を敬遠する方や、過去の経験から我が家は大丈夫など、避難をちゅうちょしてしまう方がいるようですが、避難するかしないかを最終的に判断するのは本人であることを今後周知してまいります。

今後、自主防災組織での防災訓練や出前講座などで、避難に対する考え方を説明するとともに、特に、今回は新しい防災マップを配布した後に住民説明会を開催し、マイ・タイムラインの活用を通じて心理的ハードルの緩和に努め、ちゅうちょしない行動で、自分の命は自分で守ることの大切さを呼びかけてまいります。

避難所閉鎖のタイミングでございます。これも、秋本議員に間違いだったと回答いたしましたが、避難所は10月12日土曜日午後1時に、自主避難のため優先避難所6カ所を開設し、その後3カ所追加し、合計9カ所開設しました。閉鎖については、13日の正午に台風が通過し、大雨の降る危険がなくなったことから避難指示を解除し、午後5時の封鎖予定をエリアメールで

発信しました。しかし、実際には避難所の管理者には、避難者が退所できるまで引き続き避難所を開設するよう伝えておりました。このようなことから、避難所では避難者が退所したことを確認した上で順次閉鎖し、最終的に閉鎖したのが船岡生涯学習センターで15日火曜日の午後6時となっております。

このように、避難所閉鎖のタイミングは、避難者が自宅に戻れる環境が整い、全ての避難者が自主的に退所されたことを見計らって閉鎖しております。

しかし、13日正午の避難指示解除エリアメールで、封鎖を午後5時予定としたために、一部住民の皆さんに、避難所は5時で閉鎖されたとの誤解を招いていたことから、町民の方にご迷惑をおかけしたようです。

今後の、住民に避難行動を促すための情報発信については再検討する必要があると考えております。

以上でございます。

「閉鎖」を「封鎖」と言ったということで、疲れておりましたので、済みません。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 同じような答弁を繰り返して、私の質問もいかげん重複している部分が多いので、重複していない部分と、大綱で、大枠でちょっと伺いたいと思うんですが、主に情報共有と、それから避難所の対応の問題について伺っています。

エリアメールについて、この間の同僚議員の皆さんに対するご答弁に対して、エリアメールが有効であるのと同時に、字数制限があって、必要な情報が必ずしも盛り込めるわけではないということも伺っています。

その際、やっぱり、私も今の町長の答弁を聞いても思うんですが、地名などを入れた場合が効果的なのか、それとも入れないほうが効果的なのかという点では非常に迷う点も確かにあります。

その際、やっぱり避難にかかわる情報というか、意識を喚起する上で、東日本大震災以降、話題になったことがあるんですが、避難を呼びかけられて、まず最初に陥る心理的状态ということで、日常性バイアスがかかった心理状態というものが話題になっていました。まず、日本人として、何かあったときに慌てるのは恥ずかしいということで、まず落ちつかなければならぬということで行動をとめてしまう。あるいは、基準を近隣に求めて、隣の人が避難していないからまだ大丈夫だろう。あるいは、前回も避難勧告、避難指示が来たけれども何も起こらなかったから、今回もきっと大丈夫だろうというような、その心理を落ちつかせるところから

始まって、周りで避難しない理由を求めてしまう。そういう心理状態があつて、実際に東日本大震災のときの、津波の避難がおくられて被災に遭ったという方がたくさんいたのではないかと、この分析が出ています。

特に、今回の台風19号のときの情報共有、あるいは避難の喚起を見た場合にも、当然、柴田町の中で切迫した被害を受けていた地域と、そうでない地域があつて、その温度差が激しい部分があります。

いざ、今回、被害がそんなに大きくなかったか、あるいはなかったところで実際に被害が起こったときに、言ってみればオオカミ少年のように、全町避難と出たけれども何も起こらなかったから、今回もきっと大丈夫だよという心理が起こってくる可能性もあります。

そういう段階において、やっぱり地名を入れている。先ほどの町長の答弁だと、地名になじみがないとか、地域に根差した部分がないとなかなか伝わらないという部分もあるんですが、まずエリアメールで、例えば災害のときに地名を入れて、繰り返し入れることによって、自分の地域がどこに入るのかということに関心を持ってもらうという意味もあるので、そのあたりの心理を研究してもらえればいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） これからやはり、町全体に出すのか、あるいは地域を限って出すのか、今回も本部で大分もめて、山沿い、あるいは阿武隈川、白石川沿いの方という発令の仕方もというふうに検討しました。けれども、では、そのエリア、白石川というと、どこまでなのか、土手内の線路沿いまでをいうのか、あるいはいろんなことを、そういうことが内部でまだいろいろ葛藤がありまして、あと今回の豪雨は、いわゆる1時間に50ミリ前後が3時間続くということで、もうとにかく皆さんに逃げていただく、最初に高齢者等の避難についても、明るいうちに皆さんに呼びかけして危機感を持ってもらうということで全域に出しておりますし、その後についても、避難指示でもすごく迷いました。避難指示というと、もう切迫した状態ですので、災害がいつ起きてもおかしくないという状況で、そこでもやはり地域指定はしたほうが、この暗い中で外に出られると逆に二次災害になるということもあつて、結果的に今回は全域ということで3回発令したような形ですけれども。

今後、住民懇談会の皆さんの、住民の方々の、いわゆるその説明をした後の感触も図りながら、例えば土砂災害警戒区域とか、あるいは地すべり地区エリアの警戒に入っている方とか、そういうので皆さんがその意識を持ってもらえるか。参加している方はいいと思うんですけれども、参加されない方を自主防災組織などで呼びかける方法、そういったものも可能かどうか

ということもお話し合いをしながら、全体に出すのか、あるいは部分的にエリアを抽出してやるか、その辺は今後いろんな場面で詰めていきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） ちょっと研究が必要な課題でもあるので、ぜひ実際の町民の声も聞いた上で、方法をちょっと検討していただきたいなと思います。

それと、広報車による注意喚起ですが、私、今回、広報車で回っていたと町民から聞いたんですが、きのうのご答弁を聞くと、発災時ではなく、その後の情報告知のために回っていたのが事実だったみたいなので、私の誤認でもあるんですが、ただ実際一つの手段としては、有効な手段だと思いますので、そのあたりで一つ提案をしたいんですが、ご答弁では、気密性が高い住宅でなかなか中に音が通らないというような状況が言われています。

ただ、もう一つあるのは、町で使っている広報車の音響システムの出力が足りないということがあります。恐らく、選挙を経験している同僚議員の皆さんのほうが感じると思うんですが、我々が選挙で言っていると、走っていてもうるさいと言われます。閉め切った家でも。それは何かというと、明らかに出力が違います。ついているスピーカーの大きさ、アンプの大きさで違います。例えば、私が前回の選挙で使ったスピーカーアンプセットは400ワットセットです。例えば、国政選挙で政党が使うスピーカーアンプセットは1,000ワットから1,200ワットです。だから、走っていても、しゃべっているアナウンスがはっきり言葉まで聞き取れるということがあります。

それで、その出力と同時にぜひ気をつけていただきたいことは、スピーカーには非常に指向性が高いということです。あのラップの方向が向いたところが、ちょっと角度が外れると、音が鳴っているということはわかっていても何をしゃべっているかわからないという状況があります。それと、出力が低いと、遮蔽物に当たってしまうと、その向こう側には音が通りません。

だから、そこを注意していただいて、今の、例えば町の広報車でありますとか、消防団の車の音響システムを使うのであれば、開けた場所で、とまって、落ちついてしゃべっていただくことを、まずは2回ワンセットとしてしゃべってもらう、ボリュームは最大ですよ。それで、2回の意味は、まず1回、注意喚起をしてもらって、何かしゃべっているけれども何だろうと窓をあけてもらう。その後、あけた人に対して中身を聞いてもらうということを、できれば1カ所で、向きを変えて2セットぐらいやってもらえれば、今より大分改善されるのではないかなと思いますので、そのあたりも検討していただければなと思います。そこは提案ですので、ぜひ今後検討していただければなと思います。

避難所への避難についてですが、行くべきか、自宅で備えるか迷ったという話。先ほどの白内議員の質問の中でもありましたが、私も聞いたのは、障がい者ではなく、介護をしている方を抱えている方が、実際に雨がひどくなる前に避難所に車椅子の家族を連れていったけれども、果たして避難所の中に行って、落ちついて過ごせるのだろうか。要するに、皆さんから迷惑がられるのではないかとということがどうしても気になって、入り口から入ることができなくて、家に戻ったと言うんですね。

やっぱり、そういう心理的な問題があって、そういう場合の解決方法としては、先ほど来、避難所の中で皆さんが温かく迎えていただけるような人と人とのつながりをつくるということはあるんですが、例えば介護を受ける人、障がい者の人という方が、実際に避難をする場所をどこにするのか、どういうふうになっているのかということをお知らせ啓蒙、告知しておく必要というか、というふうにしておくと、少し心理的ハードルも下がる可能性もあるかなと思うんですが、例えば介護を受ける方であれば、要介護認定のときに、もし何かあった場合の避難所を覚えておいてくださいということで、要介護認定に行った人が情報を提供するであるとか、その避難所の中でどういう対応ができるよというような情報提供をしていくであるとかという、そういう機会なども利用して、その心理的ハードルを下げるような取り組みというものはできないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回、要介護の方々の避難ということについては、なかなかちょっと情報が集めにくかったんですけども、やはり今、広沢議員が言ったように、自宅から避難をしなかったという例が見受けられます。ただ、家族が同居している方については、避難所には避難しないんですが、垂直方向のほうにということで、通常は1階にいるんですが、2階に避難したという話はお聞きしております。

福祉課としても、高齢者世帯、それからひとり暮らしの高齢者ということで、今1,000世帯を超えておりますので、そういったところの対策については考えなければならないというふうなところでございました。

今回、前の議会で質問を受けたときについては、基本的には、避難要支援でしたか、そのほうで各自主防災組織に登録していただいて、その際に地区の防災のほうから支援をいただいて避難をするという扱いにしているわけなんですけれども、やはり地震の経験と、今回の大雨の経験は大きく違ったということで、今回の場合には、そこまでというふうなところの部分のお考えがあった方が多かったです。

そういうことからすると、やはり今後、対策として、今、広沢議員が言ってくれたように、申請の際とか、または調査の際、あと包括支援センターなどがありますので、その災害の種類によって避難の仕方が変わるんだということをご連絡した上で、地区防災との連携を強めていただいて、避難していただければと思います。

あわせてなんですが、その方だけを受け入れる避難所というのは、まず優先避難所については難しいものだと思います。ですから、長期にわたる場合については、もちろん福祉避難所というのはつけていきますけれども、今回のような場合においては、まずそういった、他人に迷惑をかけるだとか、自主的に遠慮するとかということをしにさせていただいて、避難所には各役場職員もついておりますので、困り事に対しては十分対応させていただきますので。そういうことで、身を守る避難という形で、優先避難所に避難していただければと思っております。

○議長（高橋たい子君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今回の大雨で初めて経験した方もいらっしゃると思うので、そのあたりも教訓にしながら、次の災害がないことは、ないほうがいいんですが、もしあった場合の教訓にさせていただければなと思います。

それから、避難所閉鎖のタイミングについては私の誤解もあったということは、町長のご答弁もそのとおりでなと思いますが、その点で、私、もう一つだけ、この問題で取り上げておきたいことは、長期的な避難になるのか、一時的な避難になるのかということの判断ですよね。まず、自宅で避難所に行かずに垂直避難で過ごして、1階が被災して、2階で過ごしながら、2階だけで過ごせないのでは車中泊をするというような状態が今回あった人がいました。

要するに、その場合には1回避難して、また継続するかどうかも含めて確認しているのではなく、しばらくたってから、やっぱり避難所に行ったほうがいいのかということで判断をしなくてはならないという場合もあると思うんですが、その場合に、一斉に解除してしまうと受け皿がなくなってしまうのではないかなと思います。必ずしも、災害の規模によって、仮設住宅が建ったり、あるいはみなし仮設が使えるようになったりということもあったとしても、すぐにはならないということもありますので。その期間をどのように過ごすのか。必ずしも親戚や別のところに住んでいる家族がいるというわけではないと思いますので。そのあたりの対応をどのように考えるのか、伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 避難所の開設については、これは宮城県知事に届け出る必要があります。その更新も1週間ごとです。ですから、1週間開いて、その後の1週間はどうかという事については、二、三日前に本部で検討して、その中で、次の1週間はまた更新して延長するのか。ですから、一つ、長期になるかという判断も、その1回目の更新で判断する時期に、長期になるのかどうかということも、そこでやはり判断するようになると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） それで、その基本は、相手が避難所に来るかどうかの対応によって、やっぱり判断されると思うんですが、必ずしも自分から来るのではなく、我慢して暮らしている場合があるので、そのあたりは、これもまた地域のつながりの中でということになるのかもしれないんですが、そういう部分もあるということは念頭に置いて、今後何かあったときの避難所の運営を考えていただきたいなと思います。

少しその大枠の話になるんですが、この情報提供と避難所の話から離れますが、災害の対応について、今回、各地の内水被害のことで、どうやって防ぐかという話が、今回の議会の中でも議論されてきていますが、先ほどの町長のご答弁の中にもあった、国の基準が、50ミリを超えるところまでしか対応できないというのは国の基準になってきたということですが、例えば柴田町でこれまで行ってきた雨水排水対策の工事というのは、想定はやっぱり50ミリと考えて、私の地元の船岡西二丁目もそういうふうに説明されていたと思いますが、そのあたりを改めて確認したいんですが、柴田町のこの間の雨水対策も50ミリを想定してやられていたということによろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 正確には51.5ミリということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） それで、やっぱりどこまで人工のインフラで対策ができるかということをもずっと考えていて、これまでずっと人工のインフラで雨水対策をやってほしいという要求、要望を出してきたほうなので、その部分を考えていたんですが、今回、実現したというふうになって、地元でその効果を確認する最初の災害で軽々と超えられたので、そのあたりがちょっと考えざるを得ないなと思っているところです。

特に、今回の議会の皆さんの質問と答弁のやりとりを聞いていますと、移動式ポンプ、あるいは常設型のポンプ排水機場について、何か切り札的な捉え方をしているのかなと思うんです

が、私自身、最近考えていることは、自然流下と、それからポンプによる強制排水で、あくまで自然流下のほうが効果が上だと考えているんですが、それは間違っていないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおり、ポンプ場に関しては、それぞれ今3つの排水機場がございますが、例えば三名生排水機場であれば、自然流下が11.9立米セカンドですね、1秒当たり。これがポンプでかくとなると4.8立米。ということは40%ぐらいしかないということですよ。

ですので、内水、外水というか、河川の水位状況もございますが、できるだけ自然流下を進める、自然流下を維持するという形ですかね。

あとは補助的に、自然流下をさせながら、一定レベルまで水がたまると、かけますので、内水が急激に押し寄せた場合は、そのレベルに達することもございます。

今回の船岡五間堀に関しては、一時的に、やはり自然流下とポンプ排水を併用していた時間もございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） それで、ポンプの強制排水をやっているときに、排出先の川の水位というのもの、今回のように急激に水位が上がって強制排水がきかなくなるということもあると思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） おっしゃるとおり、河川には河川管理者がございまして、その河川管理者の指示でもって、私ども、ポンプ排水機場が設置を認められているわけなんですけど、これは人命の危険ということも当然ございますし、あとは河川の水が余りにも多いと、危険というよりも、一番は生命の危険なんですけど、それ以上、水を出すなという、そういった意味での強制停止ということもございます。四日市場に関しては、自然流下がなくて強制排水だけなんですけど、そこも阿武隈川の水が一定以上になると排水停止ということも、今まではないんですけども、今後そういったところも考えられるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、強制排水、ポンプ排水のみを過信するわけにはいかないのですね、やっぱり自然流下をいかに確保するかということは雨水対策の基本だと思うんですね。

ただ、そういう基本点をご理解いただけないと、なぜ今回ポンプを設置しなかったんだという話もあって、例えば私の地元の船岡西二丁目だとボックスカルバートを使った雨水対

策をやってもらって、あと、それ以前にポンプ排水の口径を大きくしてもらってということで、以前も移動式ポンプを設置したときよりも排水能力が大きくなっているんだよという話はするんですが、今回やっぱりこれまで設置した移動式ポンプがないから被害が出たんだというようなお話で、なかなかご理解いただけずにお叱りを激しく受けたお宅もあったんですが。

そういう部分で言うと、今回、雨のひどくなる前に、レンタルなどで6台の移動式ポンプを確保して対策を打たれたということなんですが、その意味だと、大体、完全に被害をなくすということはないにしても、移動式ポンプをどれくらい確保できればと思っているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今回のケースでは、言いにくいですが、ざっと計算してみますと、例えば新生町、若葉町、地区外排水分だけだと100台程度必要だったということが、根拠がありますし、算出されています。

ただ、船岡西については、当然想定以上の雨量だったということで、インチアップしたポンプについても、当然負けたということは事実なんですが、それ以上に配電盤まで水が上がってしまったことによる、配電盤の故障ということも大きな要因になってしまいました。

何台あればいいかというのは、これは無数にあればいいという話なんですが、当然需要もありますし、地元のリース屋さんでも出せるものが限られています。

今回、さらに丸森町、角田市、名取市、岩沼市、村田町、大河原町、これはもうことごとく、うちのほうが割と早いくらいだったんですね。周りのリース屋さん全部当たっても、大体集められるのが18台くらいなんだそうです。そのうちの6台なので、割と借りたほうといえば借りたほうなんですが、なかなか大きいものになれば、例えばポンプメーカーのものなどがあるわけですよ。それは関東近辺に配備したものという認識なんだそうです。例えば、大きなメーカーで2社くらいありますが、今回も、平間奈緒美議員のご質問の際に、ポンプはどのくらいの口径でリースできるんだろう。あるいは、メーカーでも巨大なものをどのくらい持っているんだろうということを確認しましたが、やはり関東圏優先なものということになっているんだそうです。

それで、国交省みたいなタイプ、例えば下名生の須川前に入っているような、1台で1分間30トンはけるものについては、リースはないそうです。買い取りなんだそうです。1台5,000万円だそうでございます。そういった機械がせめて10台でも借りられれば何とかはなったのかどうかということは定かではありませんが、それだけ大変な雨の量だったということです。

○議長（高橋たい子君） 補足を。町長。

○町長（滝口 茂君） 広沢議員から強制排水の話がありました。この議会でも、単純に排水機場整備、これはやりますよ。やりますけれども、町民に誤解されるということがあるんですね。

今回の水害の現実をちょっと見ていただきたいと思います。というのは、私は町村の都市下水の会長をしております、今回の災害で国土交通省に陳情に行ったんですが、丸森町は排水機場があったんですが、水位が高くなって、電源盤が浸水して稼働しなくなったと。これは元、国の審議官さんとお話で教えていただいたんですが、皆さん電気があることを前提としてお話ししていますよねと。もし電気がとまったら、これは大変なことになるんですということが1つございました。ですから、電気がつく前提でものを話してはだめですよと。これが1つ。

江尻機関は、これは農水省で国営でございます。もちろん角田市に委託して、土地改良で。あの国営でも今回、能力で対応できなかったと。それで、高倉川、雑魚橋川が氾濫して、初めて岡地区というところが浸水被害をしたということでございます。

それから五間堀、私も一度、五間堀の内水が停止すると。それから、四日市場の排水機場が停止されると、河川国道事務所から言われたことがあります。そのときには、何だと。せっかくつくっている排水機場を使わないのはおかしいのではないかと思った時期がありました。それは知らないからですね。河川国道事務所では、ハイウオーターになったこれ以上入れられると、阿武隈川本体が危なくなるので、全体の被害と五間堀の被害を考えたら、やっぱりストップせざるを得ないということで、初めて操作員が逃げさせられたということでございます。それで、その水が三名生堀に行きました。三名生堀は稼働しているんです、排水機場。稼働しているにもかかわらず、先ほど副参事が言ったように、一番、床上浸水の件数が多かったということです。東船迫より多いんです。稼働しているんですよ。ですから、ハード事業はもう国では限界だというのは、そこでございます。

もう一つ教えていただいたことが、水門の操作、簡単に言いますけれども、これは河川国道事務所長に教えていただいたんですが、真っ暗闇の中で、操作員が白石川と内水のどちらが低いかによって水門を上げたり閉めたりというのは不可能と言われました。というのは、白石川の水がうなって流れてきておりますので、そのときに堤防の先っぽに行って、閉めたりすることはできないんだということも、やっぱり町民の皆さんに伝えていかないといけないと。先ほど言ったように、では自動水門とかという話がありますけれども、今そういうのは、まずちょっと事例がないので。それも電気があるという大前提です、自動水門は。三名生堀で、吉田議員が積極的にやったところもあるし、槻木もありましたけれども、最初は稼働していたんです。でも、排水盤まで水が来て、漏電で、地域の方は、排水機場、せっかくつくったものを稼働し

ていなかったと。そうではないんですということも今後示していかないと。

ですから、ある程度、常設のポンプとあわせて移動式のポンプを併用しなければなりません。が、さっき言ったように、古河水門では5,000万円の排水機場を100台用意しなければならない。これは何ぼ金にかかわらないで、やれと言っても、現実的ではないですね、格好いいですけども。

ですからやっぱり、できる範囲内の、白石川の支障物を取り除くとか、それから河川の監視をするとか、あとは逃げると、命を守るということを再前提にして、これからもやっていかないといけないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 町長の追加の答弁もありましたが、何が何でも強制排水と言っているわけでは私はありませんので。その部分で、これまで自分の地元の地域については、強制排水と、それから水の、雨水の受けを大きくしてほしいということで対策を打ってもらいました。その部分では、今回以外の雨では十分効果を示したと思います。

ただ、今回の想定外という点では、特に山林から流れてくる部分がかなり大きかったのではないかなと。実際の住宅地に来た部分の雨だけではなく、山林から時間差で流れてくるものが、そのつぼの底である、言ってみれば常設型ポンプのところにたまって、ぐんぐんと水位が上がったのを見ていますし、そういう部分があつて、やっぱり住宅街と山林が間際に迫っているところだと、山林から流れてくる雨水も大きかったのかなと。その意味では、古河水門のところにも、山から流れてくる水も含めて、結局、最後1本になりますから、流域面積が大きいところに、最後の出口が1本になるというところが、やっぱり今回かなり影響があつたのかなと思います。

その部分では、町長が排水機場も含めて取り組むと言ってくれているので、その部分はぜひ頑張っていたきたいんですが、それと同時に、その対策とともに、私、今回すごく気になったことが、ポンプ1台、ジェネレーターなのかポンプか、ちょっと忘れましたが、ポンプをだめにしたと。そこまで頑張っていたんだと聞いたんですけども、私はそこで気になったことが、課長の説明で、胸まで来たところまで頑張っていたという話なんです、ポンプの配置の、民間の人なのか、職員の人なのか、どこまで頑張る基準なのかということが非常に気になったんです。

何よりも命が大事ということは町長の答弁でも言うておられるとおりになんです、とかく日本の風潮として、公務に殉ずるということが非常に美化される傾向があります。東日本大震災

では、南三陸町の防災庁舎で最後までアナウンスを続けた女性が亡くなったということが、あの行為自体はたたえられるべきだとも思いますが、ただ、だからといって、あの後の取り上げ方が美化され過ぎて、公務に殉ずることが当たり前だというような風潮もできかねないという点で、私は非常に危惧を感じていたんです。

今回の事態のように、当然頑張ってもらっていた職員の方々も含めて考えなくてはならないんですが、どの時点で撤退を決めるかという明確な基準があるのかどうかということはちょっと伺っておきたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） うちで決めていることは、今、水位計、各水門とか橋梁に12カ所ぐらいついています。それで、雨の量がどのくらい1時間当たり降って、今後どういう予報なのかというのを気象庁のデータでもってもらって、では、例えばかかとなら大丈夫とか、膝なら大丈夫だとか、そういう概念ではなくて、今後どういうふうに予想されるというのを現場に伝えて、1時間後こうなる予報だから、今何メートルだから、例えば、あとすぐに避難をしてくださいとかという伝え方をするんですね。

ですから、将来を見込んでというか、1時間後、2時間後を見込んでの行動をさせているというのが現状で、一番最後に、車を実は、水没した車を、これも残っていたというので、たまたま行った先が、実は、最後の人間、残ったのがこの辺まで来てしまったと。胸のちょっと下の部分まであったということが現実的な話で。

実際は、一番最初に避難させていただいたのは、膝より下、大体20センチくらいの状況で避難に至ったと。本当はもう少し早い段階で当然避難しなければなりません、たまたま現場の作業員の人たちもポンプの引き上げとかを一所懸命やっていて、車のマフラーにかぶらないまで頑張らせてくださいという話が現場であったそうで、そこまで何とか正直こらえてもらったというか。それだったら、危機意識の問題で、こちらに非がある部分もあるんですが、そこまで頑張ってしまったと言ったほうが正しいのか。

それだけでなく、私どものほうに受けた電話については、はっきり言って、こんなことを言っていていいかわからないですけども、受けた電話の何割かは、おめえらなんかはずっとそこにいて耐えるのが職員だという電話が正直10本どころではなく、20本も30本も来ていたことは事実です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） いろんな感じ方もするだろうし、被害に直面している、被災している

方々にとっては、まず自分の家屋敷、命を何とかしたいということで必死なので、そういう発言にもなりかねない部分があるんだと思うんですが、そういう声はありつつも、やはり最優先は人命で、排水作業をやっている人たちの人命も、助けるべき人命には入っているということはやっぱり肝に銘じるべきだなと私も、今回、胸まで来たという話を聞いて、思ったところなんです。

その部分も含めて、町民の皆さんには後から言われても、命をまず守ってくださいということとは改めて伝えておきたいなと思います。

今回の台風被害で、人工的というか、町で、行政でどれぐらいまで取り組むべきなのかということは、私は改めて考えるべきだなと思いました。その意味で、行って、人工の災害インフラで解決できる部分まではやるとしても、やっぱりまず人命第一、生活第一というところを考えるとすれば、国で、被災者再建支援法も、東日本大震災から少しずつ、いろんな災害を経て制度が拡充してきているんですが、ただ今回の、例えば柴田町の現状と被災者再建支援法で、先ほどいろんな議員の質問にもありましたが、実際に被災されている方の実態と合っているかどうかというと、必ずしもそういうふうには感じていません。

特に、町長がたびたび言っておられるとおり、外水で勢いよく家に押し寄せてきて被害を受けたものと、柴田町のように、じわじわと水位が上がって被害を受けたところでは全然違うという話なんですけれども、例えば柴田町の場合であっても、床上、床下でも、外形は、要するに家の基本構造にはダメージがなくても、例えば壁の中の断熱材にしみ込んだ水がそのままになっていて、カビが生えて、後で健康被害が出るとか、そういうことも起こり得るわけです。

だから、そういう部分も拾えるような被災者再建支援制度にということでは、やっぱり一つ一つの被災の中で教訓を酌み取って、国に対して要求、要望を出していくということは大変大切だと思うんです。

その点では、柴田町も今回苦労していますが、実態に合わない部分をぜひ国にも上げてほしいと思いますし、あと国が制度を拡充するまでに、被災している人をどうするのかという課題もあります。

その点では、命を守る、生活を守るという点では、国の制度のすき間を埋めるような施策を考える必要もあると思うんですが、そのあたり、町長、どう思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回はやっぱり、激甚災害を受けた地域はみんな同じだという多分認識で持たれている方がいらっしやると思うんですが、残念ながら、もう一步ありまして、特定市

町村の指定を受けないと、財政支援が違うということがございます。これは制度的に、政治的な動きをしても変えられないというのは、過去の実績がそうなっているのですね。なかなか大きな力でないと変えられないと。

ただ、今回変えられたことは、ごみの処理関係、当初は、先ほど言った、国の、公共施設の被害状況によって、柴田町は7億円を超えないと激甚災害の特定市町村の指定は受けられそうになかったんですが、ごみについても、それを採用して基準、決めてあったんですね。そうすると、柴田町は90%、丸森町、角田市はもう特定市町村の枠を超えるくらいの被害がありましたので97.5%。たかが7.5%と言いますけれども、ごみ処理で4億円かかるときに、4,000万円かかるということになるんですね、90%。それで、それはおかしいのではないですかということで、各自治体の首長さんとしましたら、今回は全部97.5%で補助支援をつくりましたということなので、安心して今、広域処理ができるんですが、実は丸森町、角田市はもう少し、99%まで上がる可能性があることを示唆して環境省は帰っていきました。柴田町はどうなんですかと聞いたんですが、残念ながら。

ですから、この災害の被害によって制度が違うということは面々とあるという事実ですね。もちろんこれは政治的にしなければならない。

一番困ったことは、まあ制度がそうなっているからなんですけれども、床上浸水10%未満、これが対象にならないとおかしいんじゃないのと私も内心思っております。柴田町は床上浸水で、広沢議員の提言によって見舞金制度をつくっておりますから、少しは気は楽なんですけど、何でという思いが実はございます。

ですから、こういう面については、そこを自治体が埋めるということなんですけど、これは一度、制度をつくってしまうと、ずっとその制度をとらなければなりません。今回も、財政調整基金、たまたま16億円あったんですけれども、今は8億円程度しかない。8億円も立てかえで使っております。ですから、大規模災害のときに財政が破綻しかねないということなので、やっぱり国の制度を拡充してもらおうということでございます。

先ほど言ったように、災害見舞金、自動的に出しているところは多分、仙南では私どもだけではないかなとは思っております。

そうしても、今回も全部で250件ぐらいなので、2万円ですか、最低。何とか耐えられる。これが堤防決壊で、鬼怒川のような、常総市のように3分の1が水にかかったときに財政破綻を起こすと。ちなみに、丸森町、角田市は相当厳しい状況に置かれております。国の制度、支援するにしても一般財源がありますので。

ですから、その辺については、やはり少し貯金をしながら、稼ぐ力をもう少し頑張っていって、貯金をして、ある程度、継続的に制度を維持しても、いざというときの被害の規模が大きくなっても対応できる恒常的な政策というものは今後頭の中に入れなければならないとは思っております。

その程度でご勘弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） その意味では、地方の一自治体の声というものがどこまで届くのかというのがありますが、やっぱり声を上げ続けなければ制度は生まれませんし、日本はやっぱりこれだけ毎年のように災害が多発しているにもかかわらず、諸外国に比べても、被災者に対する支援が非常に弱い国として、世界で逆にクローズアップされている部分があるので。その部分も含めて、ぜひ今回の教訓を生かして、声を上げてもらえたらなと思います。

さまざまな教訓、そしてさまざまな被害をもたらした今回の台風19号の被害、水害について、この教訓も生かして、次の災害では、まあ、あつてほしくはないんですが、ただ、今よりも対応がまた改善されるということを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） これにて13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開をいたします。

ご苦労さまでした。

午後4時27分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月4日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 4番 平 間 幸 弘

署名議員 5番 桜 場 政 行